

ISSN 0385-7786

福岡市立歴史資料館

研 究 報 告

第 11 集

1987

福 岡

福岡市立歴史資料館

研究報告

第 11 集



1987

福岡

序

福岡市立歴史資料館研究報告第一集を刊行いたします。

この研究報告は、当館におきまして、郷土・福岡の歴史に関する資料について、調査並びに研究を重ねてきました館活動の成果を公表するものです。

特に今集は、考古・歴史・民俗の各分野において、「金印」・「玄界島」・「博多」など郷土性に富んだテーマについて論考を重ねています。

今後とも研鑽を重ね、充実した調査研究活動を行い、歴史資料館活動に役立ててゆきたいと思ひます。市民各位の一層の御指導と御協力をお願い申し上げます。

昭和六十二年三月三十一日

福岡市立歴史資料館

館長 濱地 政右衛門

目次

八期習俗考——博多の八期船供とその周辺……………佐々木 哲哉…………… 1

玄界島の流人と文学……………高田 茂 廣…………… 21

漢代蛮夷印と出土例に関する覚書……………塩 屋 勝 利…………… 37



八朔習俗考

博多の八朔節供とその周辺

佐々木 哲 哉

まえがき

八朔の習俗については、つとに柳田國男翁によって、その著作の随所で適切な意味づけが施されており、和歌森太郎・平山敏治郎氏らの論考もあって、ほぼ結論が得られているようにも見受けられる。

旧暦八月朔日ごろは稲の穂出しの時期にあたることから、農村ではそれがつつがなく稔りにつながるのを祈念して、作頼み・穂掛け・風まつりなどの呪術的行事が各地に見られる。またそれが正月・盆と並ぶ重要な節日であったことを示す、八朔休み¹⁾の習俗もある。それにいま一つ、広く見られるのが贈答の儀礼で、タノミの節供²⁾とも呼び、親戚や近隣の間で相互に贈り物を取りかわす風習もあった。八朔の贈答は、田の突から、憑み³⁾への転化で、古くは

早稲の初穂を神前に供え、直金の料として共同で労働をするユイ仲間⁴⁾で分かち合っていたのが、公家あるいは武家の社会に浸潤して封建的主従関係を維持する贈答品へと転換し、都市生活を媒介として再び民間へ沈降した、というのが大方の見解である。

ここで注意をひかれるのが、柳田國男翁の、

八朔や亥の子は東日本には一般に殆ど名も知られず、近畿以西に在っては今でもこの二つの日は重く取扱はれている（『島の年中行事』）。

現在この日を「田の實」の節供、又タノムともタノモとも謂っているのは中国以西で、贈答の風はただ九州の一角に残って居り、關東奥羽には此日を節日とする習ひさへも絶えている（『方言の成立』）。

という指摘である。

ここで「九州の一角」にだけ残っているという八朔贈答の事例が、佐々木滋寛氏の「福岡県の八朔行事」（『民俗藝術』五一五 昭七）

に拠っていることは、「歳時習俗踏査」(藤田國男編 昭14)にそれが引用されていることから推測される。佐々木氏の報告は昭和初期のものであるだけに、取り上げられている贈答の事例も現在では消滅しているものもあり、すでに故老の記憶にないものすら含まれている。その点で極めて貴重な資料価値を持つものであるが、県下の八朔行事全体を通じて農耕儀礼と贈答儀礼の関連を見ようとするのには、いまだ少し事例の積み上げが必要であるように思われる。

そこで、ここでは一応佐々木氏の報告をふまえた上で、現在もなお一部にその余風を遺し、従前の慣行が入りびとの記憶にも生きている博多の八朔節供を手がかりに、周辺の事例を補足しながら、従来の諸説の再検討をも含めて、八朔習俗そのものについて若干の考察を試みることにしたい。

注

- (1) 「桂女由来記」(大14) 「都市と農村」(昭4) 「民間曆小考」(昭6) 「常民曆史料」(昭8) 「島の年中行事」(昭13) 「方言の成立」(昭15) 「社会と子ども」(昭16) 「雑学」(昭22) 「福の原」(昭28) など。
(2) 和歌森太郎「八朔考」(「民間傳承」八一四 昭17) 平山敏治郎「八朔習俗」(「歴史学」第一編 昭24)

博多の八朔節供

博多の八朔節供について、具体的な内容に触れているものの初見は、昭和二年(二七六五)に編録された『石城志』(津田元照校訂・同

元貞述)で、それに次のような記載が見られる。

八月朔日

此日、女の童の人勝遊び、上巳に等し。但し、親戚・朋友の許に女子ある處は、互にひなを贈る。又、男子ある家には、笹に短冊、或は小き作り可、菓の類を結び付て、互に贈る。國俗是をたのみひきといふ。田の實、悉の説にもとづけるなるへし。今按に、此日笹に短冊を付て贈答することは、むかし菅原相富國に左遷とならせ給ひし時、七月廿九日、博多の東、堅粕村の邊りに倉らせ給ひけるに、村民等御詠歌を乞ふりしに、明應短冊をもて來らへ、替へあたへしと宣ひし故、未明に笹に短冊を付て、我もくく出たりしに、安武姓なる者、御神筆の短冊を得たり。今に其子孫の宅地に小社あり、歌替天神と云。此故に年々八朔には、村中の輩へとも、笹に短冊を付て持出で、歌かへせんと云事あり。此日、博多にて短冊を配るも、其餘風也と、土俗の傳説也。

後半は笹に短冊を付ける風を、堅粕村の歌替天神の伝説と結びつけているが、同じ近世も末期のものと思われる『筑前歳時図記』では、「八月朔日 堅粕村天神社歌替」と同日 博多短冊 竹の祝ひ」とが別個の行事として描かれており、しかも「歌替」の絵には短冊の奉納だけで笹が描かれていない。一方の「博多短冊 竹の祝ひ」には、短冊のほかには弓矢・団扇・鯛・干し魚・鯛子等の「下げもん」をつけた笹竹を手にした老翁が子どもの手を引いている絵が描かれており(写真1)。

はかた人去年の八月朔日後男子を得たるもの、初の八朔として小竹の枝にたにさく、あるひハ弓矢、扇其外さまざまとり付て親族におくる、囃ひしものまた竹につくへき品を贈る、余國にはいまた別す。

と注記が施されている。そして、この形がそのまま昭和初期まで受

け懸が来てきたように見受けられる。すなわち、佐々木滋寛氏の「福岡県の八朔行事」には、

博多及びその近在では、新九月一日或は舊八月一日に、竹の枝にいろいろの吊り物(さげもん)を吊して之を室内にかざる。この飾りものは近親から男児の生れた家、或は極めて稀であるが女兒でも初めて子供を生れた家へ贈るので、その種類には、

薄板で作ったもの——寶船、福良雀、提灯(行燈)、鮎、對斗、茄子、紙で作ったもの——八朔團扇、お禮紙、短冊、博多面、博多飛半面、弓矢、櫓で作った菓子——鯛せんべい。

その外に爪やいろいろの玩具などがあるが、以上の吊り物の中には、めでたいもの、武具及び世帯道具になぞらへたものが含まれている。これら竹の枝に飾りながら吊して座敷に飾り、翌日はその枝を折って知人に配るので、この時は、神を著た子供を木版刷にしたお禮紙に、男児の姓名を記入して添へることになっている(縦一尺五寸五分、巾五寸八分のビラ)。この行事は、可なり古くから行はれてゐるものらしく、吊り物の細工は簡素で呆けた味の中に捨て難い面白さがある。且つ武具を飾るといふのはこの地方の古い習慣で俗に「八朔の塗刀」といふ言葉がある。

とあり、『博多年中行事』(佐々木滋寛 昭和10)にもほぼ同じ内容のことが記されている。そして、その模様は祝部至善氏の博多風俗圖によつて見事に再現されている(写真2)。そこで、これらの記述に、現在故老の記憶に残っているものを加えて、いま一度博多の八朔節供の様相をまとめてみると次のようになる。

博多市中では八朔の行事を、タノミヒキ、竹の祝い、八朔のお節供、などと呼んで来た。三月節供・五月節供と同じく子供の初節供を祝う日で、女兒の場合は三月節供(新暦採用後は四月三日)同様の飾りをしてきたが、この方は比較的早く廃れ、八朔節供は専ら男

の子の祝いになっていた。前年の八朔以後に男児の出生した家では、前の晩から笹竹にサゲモンを吊したのを何本も作つて座敷に飾つておく。サゲモンは親戚・知人から八朔祝いとして贈られたもので、薄板で作った宝船・福良雀・提灯、鮎や鯉節または刺し鱈(千物五匹を煮てつないだ形)、對斗・茄子などのほかに、張子面・仁和加面(平面)、小型の洪団扇・扇子(たんだもの)・弓矢・大福帳、紙で作った法被、八朔御祝儀と書いた短冊、それに米の粉で菊・鯛・章魚などの形にこしらえたタネガシと呼ぶ菓子、等々。宝船・福良雀・大福帳などはもちろん縁起物で、洪団扇や扇子は福を招くといひ、鮎・鯉節・刺し鱈は對斗とともに祝儀物のナマノクサケ、米の粉菓子(シッコ細工)も欠かせないものになっていた。これらは人形屋でセットとして売っていたし、「八朔のさげもんヤイ 花ヤイ」という触れ売りの声も聞かれていたという。また、この時期にきまつて、オオハイッペイ(大葉一疊)と呼ばれる大型の薄い麦の粉煎餅が売られ、これもサゲモンのうちに加えられたが、この時期以外には売りに来なかつたという。「いっぺいヤイ おおはいっぺいヤイ いっぺい」と大声で触れているさまが、これも祝部氏の風俗圖に描かれている。博多の町家では朔日と十五日に小豆飯を炊き、なますを添えるのがしきたりであったが、八朔にはガメノハ餅を作つて祝ひ、初節供の家では前夜から作つていた笹のサゲモンを、近い親戚や近隣に配つて回る。正月松囃子の時の様に挿すアズカリののように、サゲモンを吊した笹竹の一枝を折つて配るところもあれば、祝部氏の絵にあるように笹竹のまま配るところもあり、使いは親戚や

近隣の子供に頼む。裸に法被一枚をひっかけ、博多絞りの兵児へいごを結めた子供ながらの神ないでたちが自慢で、喜んで引受けたという。⁽⁴⁾
配りものはサゲモンのほかに、米あげショウケ(大きな楕円形の苧・バケツ・鯛・大杓子などの台所用品を添え、子供の名前を記した御札紙(写真3)、または八朔団扇(写真5))を付けるのがしきたりであった。御札紙・八朔団扇とも、神を着け両手をつけて御辞儀をしている子供の姿が描かれ、名前を記してあるのが、「よろしく頼みます」という挨拶を意味している。配られた側ではサゲモンを座敷の柱に取りつけて一晚飾っておくが、嬰兒のいる家では子供をゴハンヌクメに入れてその下に据えると丈夫に育つといっていた。また、サゲモンの下で寝ると中風にかからないともいわれていた。博多では一般に、八朔には「厄除け」という意識がうかがわれ、一晚座敷に飾られたサゲモンは、翌日には子供たちがてんでに飾り物を取り合い、裸になった笹竹は川に持って行って流していたという。その意味からすれば、「たのみひき」の名で行なわれていた八朔の贈答が、単なる「憑み」にとどまらず、厄の分散という行為としても受け取れることになるが、サゲモンに添える品物に台所用具のあること併せて、周辺諸地域の八朔行事との関連を見ながら、いまいし考察を深めてみたい。

注

- (1) 内閣文庫蔵 秀村連三編『近世博多史料』所収。
- (2) 雑誌「西日本文化」第37号表紙画。同誌は創刊号から百号までの表紙画に祝部氏の博多風俗画を掲載している。
- (3) 福岡市のうち那珂川と御笠川の間にある十町四方が博多で、博多津

中とも呼ばれ、古くから対外交易の基地として栄えてきた。

(4) 祝部至善「表紙画によせて——八朔のさげもん」(「西日本文化」第73号 昭41)

(5) 同前。

(6) 藁で作った飯びつの保温具。イグリともいう。この項は帯谷琢之介氏の御教示による。

福岡県内における八朔行事

佐々木滋寛氏は福岡県における八朔行事を豊後折願系と贈答祝賀系とに分けて、「前者は筑後地方に多く、後者は主として筑前及び豊前地方に行はれている。尤も同じ筑前でも、農村では豊後を折ることをその行事の内容としてある地方のあるのは事実である」と述べている。⁽¹⁾

福岡県は、幕政時代の筑前・筑後と豊前の北部(南部は大分県)をその境域としているだけに、民俗事象にもそれぞれの地域性が見られる。八朔の習俗にもそれが現われているが、それは必ずしも佐々木氏が指摘しているような、豊後折願系が筑後地方に多く、贈答祝賀系が主として筑前・豊前地方に見られるという区分では割り切れない面を持っている(「別表」参照)。八朔の習俗に豊後折願と贈答祝賀の二つの要素が見られることは、文献的にも各地の事例からもすでに指摘されていることであるが、前者は農村を母胎とした習俗であり、後者は農村以外の地域、どちらかといえば都市を中心に育まれた習俗とも考えられる。したがって、福岡県の場合でも、濃淡の差こそあれ、筑前・筑後・豊前の三地域それぞれに両者が混在して

いたと見なければなるまい。

そこで、ここでは佐々木氏のものに、これまでに入手し得た県内各地域の事例を追加して、いまだ少し細かく両者の関連を見ながら、八朔習俗の意味するところを探る手がかりとしたい。

豊穣祈願の習俗

(1)田ほめ 稲の穂出しの時期にあたる旧暦八月朔日(新暦採用後は九月朔日)、農家の主人が早朝から酒を持参して自分の持ち田を回り、「ようでけた ようでけた」と賞めこばを唱えながら田に酒を注いで豊作を祈る、というのが、まずは県内に見られる八朔の豊穣祈願の普遍的なかたちで、田ほめ(田ほめ)、作ほめ、作回り、などと呼ばれている。地域的な相違のうちでもっとも顕著なのは、筑前と豊前の一部で、かなり広範囲に旧暦七月七日の七夕の日に田ほめを行なっていた事例の見られることで、行事の性格からすれば別個に取り上げるべきかも知れないが、行事自体がほとんど同型であることから一応ここに加えて、部分的な異同を見てゆきたい。

田ほめの唱えこばは、「ようでけた ようでけた」のほか、

- ・おかげ様でようでけました(甘木市黒川・小野市福重) こりゃようでけました(田川郡添田町) 今年もようでけていただきました(久留米市善導寺町) 今年もようでけると(久留米市東合川町) よくでけちよるのう 今年もようでけてつかささいました(遠賀郡水巻町)
- ・「ようふとんなさった」と言いながら稲をなでる(朝倉郡三輪町)
- ・「ホー ホー」と田をほめて回る(粕屋郡粕屋町)
- ・よかお田ねえ(鞍手郡宮田町) よかお田さま(福岡市入部) お田ねえ ころもよかお田ねえ(粕屋郡古賀町) よかお稲さん お稲さん(三

井部北野町

- ・おん田 おん田 おん田ね ころもよかおん田ね 鎌の刃の折るることころもよかおん田ね(粕屋郡橋本町) お田 お田 お田かね 鎌の刃も折りようかね(粕屋郡須恵町)
- ・田ほめに来ました どうぞ禱作にしてください お願います(筑紫野市馬市)

というように、各地でさまざまな言い方があるが、収穫期を前にひかえて、そのことば通りになってほしいと願う予祝の意味をもった呪言(縁起呪言)であることが共通している。

田ほめの際の持参品と田の回り方にも、さきにあげた典拠例のほかに、

- ・二合榎利に酒を入れて田圃に撒き、稲の株を一株とって庚申様に供え、豊作を祈る(朝倉郡三輪町)。
- ・竹筒に酒を入れ、鎌を持って一田ごとに賞めてまわる(朝倉郡小石原村・宝珠山村)。
- ・叩いて味つけをした鎌と稲を持って戸主が田のかかり口(水口)に行き、賞めこばを唱えて釜についた酒を三回田に注ぐ(筑紫野市馬市)。
- ・七回食事をして、七回田に行って稲のできをほめる(遠賀郡水巻町)。この日は七回半飯を食ひ、七回半田を見廻る(築上郡大平村 新吉富村 吉富町)。
- ・七回御飯を食べ、七回目に田ほめに行く(田川郡添田町津野)。
- ・八回御飯を食べて七回田ほめに行く(豊前市鬼木)。
- ・赤飯を炊き七回食べて八度田ほめに行く(築上郡桂田町)。
- ・早朝各戸で潮汲みに行き、青竹筒(八朔竹と呼ぶ)に入れた潮水を氏神様に供えたのち、それぞれの田の水口にもく(豊前市山内・鬼木)。
- ・タカッポ(若竹の筒)に御神酒を入れて出穂前の種田に供える。田や山を回り木の枝を切って饅頭といっしょに供える(八女郡矢部村)。
- ・御神酒と英彦山詣りで持ち帰った神水を田に振りかけて田ほめをする。神水はドンブリ鉢に入れ杉の葉を浸して振る(浮羽郡吉井町)。

・おなご竹で作った竹筒に酒を詰めて、小魚の干物または俵物を入れた藁（藁）といっしょに笹のついた竹にくくりつけ、自分の持ち田に行つて、徳利に入れた酒を盃一杯田に注いで自分も飲み、笹の中の魚をつまみ田に供えては自分も一つまみ食い、田をほめ、竹を田の中に突き立てて帰る（小郡市福意）。

・徳利に酒を入れて自分の田に行き、水口で盃についだ酒を注ぎ、田の水神様に御神酒をあげたとする。次に自分も一杯飲んで田ほめをして回る（浮羽郡田主丸町）。

・朝早く起きて田に御神酒を注ぎ田の神にお礼をして歩き、家の神龕に新しい花や灯明をあげ、オハギや餅を作つて供える（久留米市荒木）。

などのさまざまな方法があり、この面にもっとも地域性がうかがわれる。注目したいのは、前の田ほめのことには予祝の意味がこめられているのに対し、この作回りの行為には御願成就の意味が感じとれることである。酒と肴を持参して持ち田を回り、田に酒を注ぎ自分も飲む、あるいは幾度も飯を食べて田ほめをするというのは、明らかに神との相嘗（あひか）で、直会を意味している。そしてその対象となる神が水神であるらしいことが、田の水口に酒を注ぐという、田主丸町や筑紫野市などの事例から浮かんでくる。筑紫野市馬場では田ほめの日に、

・五月一日のノシゴモリ（苗代籠り）のときに御願立てをし、神くじで伺いを立てていた奉奠物を、八朔の日に神社に奉納して、ムラ中が舟当持参でお籠りをした。

ということが報告されているが、苗代籠りの終わった時点で水神様への御願立てをし、八朔にその御願成就を行なうということであろう。稲の穂出しの時分に一度田の水を落として田干しをすると、稲の実が膨らみを増すという故老の言い伝えもあり、県内では嘉穂地

方に集中的に見られる秋彼岸の水神祭りが御願成就の意味を持つていることを考え合わせると、旧暦八月が、四月と対応する水神の祭り月で、その月初めにあたる八朔にそれを行なうことも一応考えられぬでもない。

そこでなお疑問の残るのが、前にも指摘した旧暦七月七日、七夕の日に行なわれる、田ほめである。七夕の田ほめは県内では嘉穂郡に集中し、筑紫・粕屋・宗像・遠賀の各郡と豊前の一部に、かなり広範囲にわたつて分布している。七夕の頃は、ようやく田の草取りが終わろうとする時分で、早稲でも穂出しにはまだ早い。その時期に「ようでけた」と唱えて田を回るのは、予祝にしても八朔に比べるとやや必然性に欠ける気がする。そうした中で目につくのが、

・旧七月七日、その年の正月に田の虫封じの札を中有木のお寺（山田地蔵）から受けていたのを、竹に挿んで田圃に立てて田ほめをする（鞍手郡宮田町）。

・旧七月七日の田ほめには太宰府天満宮の虫封じの札を田圃に立てる（筑紫野市原）。

という事例である。僅か二例にすぎないが、虫封じの御願立てがそこに現われている。そして、筑紫野市の場合、七夕の田ほめとは別に八朔のお籠りがあり、

・八朔の日には各戸から男が一人ずつ出て氏神様（鷹門神社）でお籠りをする。野菜と御神酒を供え、帰ってから当番の家で三十三番の子供相撲をする（筑紫野市原）。

・八月朔日の早朝、当番の二人が富崎浜にお潮井採りに行き、村中に配る。午後からお宮で御願成就のお籠りをする。この時、青年・子供の手納相撲がある（筑紫野市地須原）。

と、いう報告がなされているが、あるいはこれが、虫封じの御礼籠りであるのかもしれない。また、虫封じと似たような意味で、

・七夕に田ほめをするを神が稲に負ける(柏屋郡)。

というのもある。気がかりなのは、それが集中している嘉穂郡の事例に、七夕の田ほめについての確たる理由づけが見当らないことであるが、この地域で同じく特異な集中現象を見ているものに前述の秋彼岸における水神祭りのあることから、それとの関連が考えられぬこともない。農村における七夕の習俗には、除疫の扱えを含んで水とかわりのあるものが多い。七夕洗い・水浴・井戸汲え等々。その中に、この日に少しでも雨が降るとその年は豊作であるという伝えも全国各地で聞かれる。あるいは七夕の田ほめは、単なる予祝というより、これから先の穂孕みから穂出しにかけての、田の水の豊潤を願い、併せて病虫害の防除を祈る願掛け儀礼であるのかも知れない。全国の間々にまで行き渡っている、七夕には七回飯を食べて七回水浴をする、という伝承と、前述の、七回飯を食べて七回田ほめをする、こととの類似はもはや説明を要しないであろう。

②穂刈り 八期における穂刈りは、今のところ、県内では先にあげた朝倉郡三輪町の、田ほめをし、稲の一株を刈って庚申様にそなえ豊作を祈る、ということのほか、筑後地方で、

・八期祭りにば早稲の新米を刈り取って御飯を炊き神様に供える(三井郡大刀洗町・大川市)。

・とういもをゆで、わさみの(早稲米)を炊いて神様に供える(八女郡黒木町)。

という事例が見られるだけである。しかし、明治初年ごろまで、柳

川市を中心として八期に、穂積の節供、という呼び方が聞かれたということからすれば、以前には早稲の抜き穂を神に供えるという習俗が、この地方にあったのかも知れない。

③風止め祈願 稲の穂出しから開花・結実の間に最も恐れられるのが台風による被害である。二十十日と前後する八期の豊穰祈願に「風止め」の要素が含まれることは、むしろ当然のことと言わねばなるまい。

・二十十日のカザマツリ。カゼドメ、カゼキリともいう。氏子全部で氏神様に詣り、風止めのお願立てをする。御神酒をいただき、当番が作って来た御飯を食べる(糸島郡二丈町)。

・神社に、八期籠りをして風除けの御願を掛ける(甘木市矢の竹、東条市平等寺、宗像郡深瀬町、玄海町、遠賀郡遠賀町、水巻町、田川郡大任町)。

・風止め祈願に川砂を取って来て神社の境内に入れ、戸主だけで八期籠りをする(朝倉郡三輪町)。

・同年齢の男たちが密をきめて風除けのお籠りをする。女たちも連った日に行なう(糸島郡那珂郡高祖)。

・風止め籠りをし、芥屋では珠納相撲があった(糸島郡志摩町)。

・池の山麻生神社で風除け祈願祭があり、各戸から一人ずつが必ず詣り、お札を受けて来て門口に貼る(八女郡黒野村)。

風止め祈願は各地で、八期籠り、という形をとることが多く、場合によっては潮井採り(川砂を含む)や奉納相撲、後述するような筑後地方に分布を示す芸能の奉納も行なわれているが、本来の意味は災厄防除を折ってひたすら謹慎することにあったと思われる。それが個人の家で行なわれていたことの名残りを示すが、八期休み、の習俗であろう。

(4)八朔休み 筑後地方の民間に「正月三日 盆二日 田の実の節供は今日ひして」という詞章が採録されている(久留米市誌)。ひして、は筑後方言で、一日中、の意。南部の三池郡あたりでは「八朔節供はただひして」と言っている。八朔が正月・盆と並ぶ節日で、この日は一日仕事を休むことになっていたことを示している。赤飯を炊いたり、餅を搗いたり、おはぎや饅頭を作って神棚に供え、そのあとで田ほめに行き、仕事を休むというのが、まずは農下の農村における八朔節供の普遍的な姿で、筑後地方のみならず豊前の筑前でもそれが見られる。筑前の七夕田ほめ地域でも八朔休みは存在している。若十の異同を示せば、

- ・野良仕事を休み、朝から風呂をたて、午後主人が田を見回る(久留米市山川町)。
- ・一日仕事を休み、ひな節供、ともい、柿の葉すしや盆柿などを供える(三井郡北野町)。
- ・赤飯を炊き、今日一日をきれいな着物を着て遊び暮らした。この日は川に行くものではないと言われていた(久留米市洗町)。
- ・八朔のダゴ(団子)まつり、と呼んで各戸で饅頭を作り、郷知人を探りてもてなす(鶴川市沖ノ瀬)。
- ・この日から奉公人の昼寝がなくなる(小郡市三沢)。

というような事例がある。仕事を休むのは、いうまでもなく、仕事を休してはならない日、で、神に供え物をして謹慎することを意味する。節供である。この中で、久留米市洗町の、川に行くものではない、という伝承に、やはり水神とかかわりが見られる。小郡市の奉公人の昼寝がなくなる、というのは、この日以後、獲り入れの農繁期にむかって忙しくなるからと意味づけが施されている。

(5)八朔祭り・奉納行事 氏が神社で行なう、八朔籠り、の祭礼化したのが八朔祭り、それにはしばしば折願行事・奉納行事が伴う。

- ・豊前市山内の鳴八幡神社では氏が早朝湯敷みをして田の水口に注ぎ(前掲)、神社では八朔祭りがある。境内で茅の輪くぐりをし、紙に年輪・氏名・性別を書いて奉納する。
- ・行橋市行事本町の資船神社では風船祭があり、夕刻長狭川の橋に氏子から奉納された千個のボンボリに火が灯される。
- ・八女市折願院五重宮の八朔祭りには八女郡一円からの、八朔籠り、の人が多く、出店なども出て賑わう。
- ・筑後市宇太塚六所神社の八朔祭りには茅の輪くぐりがあり、これを三回くぐると病氣をしないとわれている。

そのほか、山門郡の瀬高町下庄八幡宮(三日間の八朔大祭・山川町竹井八幡宮・大和町鷹尾八幡宮などで、村氏神の祭礼と結びついて、八朔の日に歌舞・相撲・神楽・獅子舞などが奉納されていたという(「福岡県の八朔行事」)。八朔の奉納行事は概して筑後地方に多く見られ、

- ・氏神様に提灯を灯し、青年が宮相撲を行ない、翌日獅子を舞わせて村中を抜けて回る(大川市木志)。氏神様に提灯を灯し、御神楽を奉納する(大川市田口)。
 - ・八朔のヨドと呼び、木製の灯籠を通路に立て並べ、地蔵様の入口に燈門を組立て、柱などに絵を下げる(三井郡北野町)。
 - ・さなぶりの時に熊野神社に五穀豊穡・疫病払いの御願を立てをし、その御願成就として八朔に千燈明をかかげる(八女市番井田)。
 - ・八朔の日にいろいろな人形を作り、それぞれに名をつき、太鼓や鉦を鳴らしながら人形を舞わせて村中の神仏に詣った(浮羽郡田王丸町)。
- などの事例が報告されている(「筑後の年中行事十二か月」)。

(8) 農作儀礼 筑後地方には、備かではあるが、田ほめと並んで八期の農作儀礼と思われる習俗が見られる。さきに小郡市福重の事例で、酒を入れた竹筒と小魚を入れた薬瓶を雌竹に取りつけて田ほめをしたあと、竹を田の中に突き立てて燗、というのがあったが、それと似たような形で、

・八期の笹飾りに使った竹を、終わらなと大根畠に立てておく(大根に虫がつかない)(小郡市大根井・三沢)。

・短冊・盆餅・菓子などを下げたタンジャク竹を、下げものを取ったあとで野菜畠(大根畠)に立てて虫よけにしたり、川へ流したりする(吉井町福益・田主丸町石王・菅志)。

というのがある。事象としては次項の「子どもの成育祈願」行事に連続するものであるが、同じ農作物の豊穰祈願ということに付け加えておく。また、久留米市諏訪野町の事例に、

・野良仕事を休み、田の地主は今年できた野菜をさるに入れて田ほめに行く。家の主婦は団子を作って日が暮れてから田に供える(『筑後年中行事十二か月』)。

というのがあるが、これなどは田ほめに農作儀礼が結合したというふうに見ていいのかも知れない。

成育祈願の習俗

佐々木滋寛氏が八期の習俗を豊穰祈願系と贈答祝賀系に分けているのは前述のとおりであるが、福岡県の事例を通して見る限りでは、後者はそのすべてが子ども初節供の祝いで、生まれた子どもがつつつがなく育つことを願う、成育祈願、が中心となっている。そして、この面に筑前・筑後・豊前地方でそれぞれの地域的特色が顕著に現われている。

(1) 筑前地方の八期祝い

八期の贈答祝賀が都市的傾向を示すという前提に立つならば、筑前地方の場合、一応その中心を博多に求めてみるのが当然の成行きということになる。事実、後掲の県内における「八期習俗の分布一覽」を見ても、それが博多を中心とした筑前西部地域に濃密な分布を示している。そこで、その典型を博多の八期節供に置いて見ると、前述したように、八期に初節供を迎える子どもの祝いで、男の子の場合は親戚・知人から笹飾りの「さげもん」が贈られ、贈られた側はそれを取り付けた笹飾りに、御礼紙または八期団扇と台所用品を添えて、子ども成育と関係の深い親戚や知人・近隣に配り、「よろしく頼みます」と依頼して回る、女の子の場合は三月の雛節供同様雛飾りをした、という形のものであった。これを周辺の事例に広げてみると、

・初節供を迎えた家で八期祝いをする。二日前ごろから親類縁者が「短冊じや・八期じや」といって、少々のお金や飾り物を紙に包んで贈る。男の子の場合は竹に、女の子の場合は御膳に飾る。各家で祝いのすんだあと、お宮に持ってゆき村の子供たちに分け与える。飾り物は男の子の場合は小弓・天狗面・付け木で作った魚・短冊など、女の子の場合は羽子板・雛人形・人形絵・手まり・付け木で作った魚など(福岡市早良区入部・脇山地区)。

・八期の節供。男子の生まれた家で、弓矢・短冊・菓子などを背竹に吊して門前に立てると、近所の子どもがこれを見に来る(福岡市西区宮ノ浦)。男児の生まれた家では小豆飯を炊いて祝う。笹に短冊・飯取り杓子・貝杓子を下げて飾り、親戚に配る(福岡市南区)。短冊節供といひ、竹に弓・連勝を下げてお宮に持ってゆく(福岡市南区)。親類から短冊・弓矢をつけた笹を二本貰い、一本は神社に奉納し、一本は家の土間に飾る(同地中)。

・タンザクトリ。早期その年に生まれた男の子を連れて親が高祖神社に詣る。弓・玩具類・絵などを大きな笹竹につけて持って行き、それをあとで近所の子どもに取らせる（糸島郡野間町高祖）。男の子の生まれた家では笹竹に弓・短冊・玩具・菓子などを吊して庭に立てておく。近所の子どもが手製の弓矢で射落として自分のものにする。女の子の生まれた家では紙糊を作って床の間に飾る（福岡二丈町深江・流川）。

・その年子ども生まれた家に八朔団扇を贈る（那珂川町・春日市）。

・長男が誕生した年に八朔の笹飾りを近所に配る（太宰府市新町）。

・男の初節供にはコノボリ（竹に七福神の絵を描いた短冊を下げる）を軒先に立て、女の初節供にはマメヒナを床の間に飾る（太宰府市北念）。

・初誕生の子どものいる家には組合から包み紙を持って祝いに行く。補助の輸入りの洪園扇に、八朔の御祝儀と書き、笹飾りに飯杓子・貝杓子・本織などをつけて祝いを貰った所に配る（指屋郡須恵町・粕屋町）。

など、部分的な相違はあるが、ほぼ大同小異である。いずれも中世以来の商業都市博多と深いかわりをもつ地域だけに、この現象は近郊農漁村への「博多うつし」と見ることができよう。

地理的に離れていながら、万事が「博多うつし」といわれている甘木市の町部でも、今は廃れてしまっているが、以前には賑やかな笹飾りがあり、その模様が前記の「福岡県の八朔行事」に紹介されている。

男子の生れた家ではその軒先に飾物をつけた笹を立てる。飾物には沢山の役者の似顔絵を掛ける。その大きさは大小色々あるが、普通横二尺縦三尺位の唐紙に、極彩色の役者の似顔を書いたもので、之は町で売っているのである。図柄は古いところでは、九代目田十郎、近くは萬治郎、幸四郎、左団次等の似顔絵があり、歌舞伎十八番物などもあるが、殊に加藤清正に関するものが多い。その他似顔になっていない単なる武者や補助の絵などもあり、近ごろでは兵隊やチャップリンやキュービー等までが仲間入りして装飾を添えている。（中略）この外に山芋、長豆、連根等の季節物

の野菜を笹の下部に吊し、また藁を松笠の形に盛り、遣火に当てて焼して茶色を出したのもや、木を脚節の形に削って火に当てて焼いたものなどを吊す習慣がある。以上のものは、親族その他からその家へ贈り、更に之を分配することは博多に於けるものと同じである。

かつて、甘木役者^{（19）}の存在していたことで知られる雲どころ甘木らしい笹飾りでもある。

いま一つ、筑前地方で特異な八朔祝いの習俗を遺しているものに、遠賀郡芦屋町の八朔馬と糞粉細工がある。

この日初節供を迎える家では男の子にはわら馬を夜なべて作り、女の子には糯米の粉でダゴビイナ（団子糰）を作って床の間に飾る。江戸中期より始まったと伝えられている。わら馬はスグリわらを束ね、わらしべで巻きしばり、紙で作った武者を乗せ、武者の名を記した藁花物を馬の尻に立てる。わら馬の数は家によって異なり、五十頭から百頭ぐらゐを飾った。ダゴビイナは糯米を挽臼で挽き、蒸したのを団子状にこね、雑入形や魚・果物・野菜・花・鳥などを家族で作り、食紅で彩色を施し、伊勢紙に並べて飾る。これらを飾った床の間を前にして親戚・知人を招き、子ども成長を祝福する宴を開く。分限者の家では木で作った馬に漆を塗り、台車にして子どもを乗せ、町中を曳いて回った。床の間に飾ったわら馬やダゴビイナは、翌朝早く隣人や子どもたちが買いに来る。親戚・知人などは餅・饅頭などの配り物をする。その時男の子は馬、女の子は親戚の絵を焼付としてつけ、この製斗絵を買った家ではこれを床の間に飾る（熊本高草氏報告一写真619）。

芦屋町は芦屋釜の産地として中世からその名を知られ、藩政時代には廻船基地として、芦屋干軒、関干軒、と、下関に匹敵する殷賑を見せていた。いわば筑前領東端で、瀬戸内・上方の習俗の受入れ口になっていたことが、博多とは一風異った八朔馬・糞粉細工を伝承させることになったものと思われる。八朔馬も糞粉細工も瀬戸

内を中心として上方へかけて広い分布を見ている。

〔豊前地方のタノモノ節供〕 『小倉市誌』上巻に引用されている「倉藩時式」(松井誠二編)には、藩政時代の城下町小倉の八朔節供について、次のような記載が見られる。

八朔に付、麻下白帷巾着用、豊城御祝詞申上、御家老中廻勤。田實の節供とて今年初節の衆、小兒にタノモノを類族付合の家より被送、タノモノとは木の台に圓子にて猿・雀・龜・魚の形の形を造る。此タノモノには答禮とて送物なし。

ここで言う、タノモノは、初節供の子供に贈られる糰粉細工をさしているが、それが単なる武家社会だけのものでなく、民間に普及していったことが、次における北九州市戸畑区天籟寺の事例からもうかがえる。

タノモノの節供、米の粉を蒸し、適当に食紅をつけ、いろいろなシンコ細工を作る。このシンコ細工をタノミと言った。初節供の家には板に足を取り付けた台にタノミを飾って送った。今日では作っているところはほとんどない(安田富美子氏報告)。

戸畑区は旧筑前領であるが、小倉と隣接している関係で同型の習俗が伝承され、ことばだけは、タノミ、と筑前の用語が用いられていたということであろう。この糰粉細工は、田ほめ、にかわる八朔の習俗として旧金太郎一円に分布していたとみえ、

・タノモノの節供、米の粉をこねて色々の動物物の人形を作る。踊り子と呼ぶ。徑三、四分、長さ三寸五、六分ぐらいのものを沢山作り、盆にのせ台の上に飾る。(小倉南区西倉)。

・器用なものが歌と糰米の粉をまぜてこね、鶏・猿・人形などを手ひねりでこしらえ、紅をつけたり、トペラの木にとまらせて板をつけて床の間に飾った(小倉南区東倉)。

というように、小倉城下を離れた山間部の農山村にまでそれが広がっており、京都府新田町にもその事例が見られる。また、『門司郷土叢書』の「年中行事(鳥居一)」(吉水尚山編 昭28)にも、

此日をタノモノ節と云う。米粉を捏ねているいろものををつくる。例へば、踊り子と呼び、徑三四分位長さ三寸五六分位のものの一組をつまみで平たくし、劈刀もて三四分位の深さの所まで三ツ切りにし、外側の二片を少し曲げ、中央のものを首に擬し、両方を交互をあけて踊り居るものと見する也。此者を沢山つくり、丸または角の盆の周辺に立て列べ、中には蜜柑・栗豆・鳥・魚等、いろいろの形に模したものをつくり、挨拶よく置く。動物の目には、此季節実の「ゴズキ」と呼ぶ木の実の黒きものをとりてはめ込む也。俗聞此木を「タノモノの木」と呼ぶ。此盆を床や、台の上に飾り、花を生け、夜は燈明を上ぐる。

と見えるが、ここでいうタノモノも、これまでの事例から徴して糰粉細工をさしているものと思われる。糰粉細工は糰米の粉で作られる。材料となる米は、いかなればタノモノ(田の物)である。そのことからすれば、この地方で言う、タノモノの節供、は、八朔節供の一般的な呼称である。タノミ(田の実・選み)の節供、の転化したものでなくて、タノモノ節供、すなわち、この時期に早稲米の穂刈りをしたものを神に供えるという、いま一つ古い習俗に根ざした呼び名ではなかったらうか。中国地方一円から老岐島にも見られる、タノモノ形、も同列であらう。

なお、佐々木滋寛氏の「福岡県の八朔行事」には、
築上郡や京都郡あたりでは、竹に五色の紙の短冊を吊して、門に立てて祝ふ土俗が先年まで残っていた。

とあり、この地方にも糰粉のあったことが知られるが、すでに伝

承も絶えて具体的な事例を聞くことができなくなっている。

③筑後地方の短冊竹と八朔籠 筑後地方で八朔に子どもの祝いが見られるのは主として三井・浮羽両郡と八女郡の一部、すなわち旧久留米藩領内で、部分的異同を示しながら、ほぼ同型のものが一帯に分布している。その典型例をあげると、

・その年に生まれた子どもの祝い。男の子の場合には、生まれた家で、その子の名前、生年月日を書いた短冊（または半紙）・懸飾・盆柿（早生もの）・石梨（早生もの）・お菓子（米の粉を捏て焼いたもの）小判型・風船型・朝顔型 などを笹竹にカシジンヨリ（こより）で吊し、早朝家の入口に立てかけ、それを笹竹の子の生まれた家どうしで交換する。翌日、お菓子だけは近所の子どもたちが食べ、笹は大楳園に立てて虫除けにしたり、筑後川に流したりする。女の子の場合には紙でお雛様を作り、千代紙の箱（または籠形）の中に、お菓子・盆柿・石梨・つまぐれ（風仙花）を入れ、お盆にのせて、その年に女の子が生まれた家どうしで交換する。カドウチ（近隣）やイッケウチ（親戚）でお祝いをいただいたところには、お返しとして小豆飯や鯛餅に、女の子なら人形を添えて配る（浮羽郡田主丸町吉野）。

という形である。筑前・豊前と同じく子どもの初節供の祝い、男の子の場合には短冊竹、女の子の場合には紙で雛人形を作るが、それに菓子などを添えて、その年に同性の子どもが生まれた家どうしで交換し合う、という点に、同じ贈答でも意味合いの違がある。節供祝いを貰った親戚や近隣には、別個に答礼の形で物が贈られている。また、それが早朝に行なわれること（田ほめは夕刻）、笹飾りを除いたあとの竹を鳥に立てることに地域的特色が見られる。部分的な異同では、短冊に下げるもの、雛人形に添えるものに僅かな相違があるほか、

・近隣の人が笹竹を持ち寄ってくる（田主丸町石玉）。
・子どもの誕生した家の主人が笹竹を持って早朝からイッケウチやカドウチを回ると、その人びとが笹に蜜柑・菓子・短冊・折り鶴などを取り付けてくれる（浮羽郡吉井町）。

というのがある。子どもの生まれた家どうしで短冊竹・紙雛人形を交換し合うだけでなく、やはり親戚・近隣への「憑み」が並存していたことを示している。この行為全体を筑後地方では、タノミヒキ、と呼び、配り物を広く配るとその子どもが広く可愛がられる、とも言っている。

また、一例だけであるが、
・八朔の節供に、女子の節供をやる家が、男子の節供の家に早く「おひなさん」や供物を持って行くと、その女の子は早く嫁談が整う、男の節供の家は女の節供の家に供物を一番早く持って行った女の子と早く嫁談が整う（田主丸町吉野）。

というのがある。他の事例とは贈り先の性別が逆になっているが、タノミとユイノモノ結納との関わりを暗示する好例である。

いま一つ、筑後地方で例外とも見られるものに、三池郡高田町渡瀬の八朔馬がある。

畑で作った茄子の曲ったものを選び、頭のヘタのついたままのものへ着を四本さして足とし、尻にトウキビのヒゲをさし込んで尻尾とし、馬の形を作り、その上に七夕紙を折って作った着せ替え人形を乗せたものを何体か作り、台の上に飾って女の児の節供祝いをす。

これと殆ど同型の八朔馬は熊本奥下に分布しており、タテガミにオシロイ花を挿して花馬と呼んでいる。渡瀬がもと三池街道の要路にあって、渡瀬宿と呼ばれた宿場町であったことから、國境を越えて肥後の風習がこの地に流入していたということになろう。

〔別表〕福岡県における八朔習俗（付七夕田ほめ）の分布一覽

筑																		前																		旧 国 別							
朝 倉						粕 屋						筑 紫						糸 島						早 良						博 多						(旧) 郡 別							
24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1																			地 域 環 境	
甘木市	甘木市	三輪町	夜須町	篠栗町	粕屋町	須惠町	福岡市	筑紫野市	筑紫野市	太宰府市	太宰府市	春日市	那珂川町	福岡市	志摩町	前原町	福岡市	福岡市	福岡市	福岡市	福岡市	福岡市	福岡市																			博多郡	博多郡
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村																			田 ぼ り	豊 種
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			穂 刈	祈 願
																																										お 祈	祈 願
																																										仕 事	祈 願
																																										八 瀬	祈 願
																																										七 夕	祈 願
																																										七 夕	祈 願
																																										世 師	祈 願
																																										八 節	祈 願
																																										シ ン	祈 願

豊 前		筑																		前																	
企 救		遠 賀						宗 像						鞍 手						嘉 穂						朝 倉											
55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25							
北九州市	北九州市	北九州市	戸屋町	速賀町	水巻町	宗像市	津屋崎町	玄海町	玄海町	直方市	宮田町	若宮町	鞍手町	旗田町	筑穂町	飯塚市	桂川町	嘉穂町	嘉穂町	唯井町	庄内町	那波町	稲築町	朝倉町	杷木町	宝珠山村	小石原村	甘木市	甘木市								
小倉南区	小倉北区	戸畑区	山鹿			平等寺	奴山	鎌崎	地島	古島	倉久	宮永	長谷	勢田	山口	大日寺	内山田	馬見	大隈	平山	簡野	倉利	藤生	大庭	赤谷	福井	原	矢の竹	黒川								
村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村								

という伝えもある。稲の品種による時期の相違もあらう。

- (5) 『筑前政時日記』(前掲)には「七月七日 村と田番」と記して、子どもを連れ老翁が田ほめをしている場面が描かれているが、田に虫封しの札の立てられているのが見られる。(写真)

- (6) 昭和55年度緊急民俗文化財調査報告(福岡県史民俗資料編 ムラの生活山)に収録

- (7) 前掲「福岡県の八朔行事」

- (8) 博多の習俗が周辺地域に伝播した現象を言う。博多低山笠の山界き、かなり広い範囲の周辺農・漁村からの加勢があったところから生じたものと思われる。

- (9) 御田国男の「稲の産屋」(海上の道)所収)には「もとは若稲のまだよく固まらぬ穂を鍋んで之を火で炒って 扇米^{せんまい}というのをこしらへ、神と祖靈に供へ、家の者も相伴した。この新穀の香は忘れ難いといふのは、乃ち辛苦が実を結んだうれしさ溢けなさを語るものだったらしい。日本の風土としては収穫の季節には少し早すぎるのだが、なほ此月(八月)の始めを抜擢の日として次の年との連続を考へたのは看過すべからざる稲作の史料であらう」とある。

- (10) 「九州の歳時習俗」(明玄書房 昭50)

田の実と憑み

江戸時代に北村筠庭の著した『嬉遊笑覧』(文政十三年(一八三〇))には、

八朔の實は「公事根源」に、円明寺大僧の「文永の記」にはこの七八年よりこのかた、殊に天下に流布せるよし載せられたり、まことに通長項よりの事なるべし云々。「桃花園集」八朔条「正応二年御記」けふ家々のいとなみにて、たのむ人々物奉る、この事初てみそぢにとおくあまりけん

とおぼゆとあり、通長の頃といふに合へり。「世談問答」に、はじめてたのみとて、よねをおつかひとてわらふのもちは、この故にや、おしきに入て人のもとへつかはけるとかやと有、たのむはもとたのみにて田実也。「源氏」あかしの巻に、この世のまうけ秋のたのみをかりおさめなどいへり。たのむとて人に物贈らむことけふに限るべきにあらず。民間田實の折たにのみりたるを相賀して贈りしが、上さまに及びたのむ方へ物奉りしより、奉らたのむといひならひしなり。(中略)「鎌倉臣」文安五年八月朔日云々八月礼事云々、鎌倉より事起之由所語伝也。また「梅松論」に足利尊氏卿の心ひろく物おしきのなき事いふ処、八月朔日憑なとに贈人の遺物ども敷しらずありかども、みな人を下し賜ひしほどに云々。「座尻」に二月伊勢の飯山祭に年の実と稱するは有年を祝する言なれば、八朔の田実の稱も此年の豊饒を冀することなるべし。(圓点筆者)

とあって、八朔習俗について一応の考証がなされている。地方農民の間で、新たな米の粒りの時期に、互いにそれを取り交す習慣があり、それが公家・武家の社会に及んで、庇護を求める上司へ物を贈る、憑みの習慣が生じた、憑みはもともと、田の実、から出たものである、というのであるが、前掲の「石城志」にも博多の八朔節供を取り上げた中で、

田實これたのみひきといふ。田の實、憑みの説にもとづけるなり。

とあって、江戸時代すでにそれが通説となつて各地に流布していたことを物語るている。

そして、現在でも、八朔習俗についての考証がなされる場合、先ず掘り所とされるのがこの、田の実・憑み、説である。勿論その間に、農村における、タノミ、が必ずしも頼としての田の実を指すばかりでなく、ユイと呼ぶ協同労働組織における契約を意味すること

ばでもあるという指摘などもあって考察の深化が見られ、八期の農耕習俗についても、穂刈り以外の事例がかなり豊富に報告されている。また、武家社会における八期参賀儀礼などに、国史学の分野からのアプローチも見られる。しかし、現実には多様な様相を見せている民間の八期習俗の中でも、贈答慣行に関しては、依然として記録に現われる、憑みが敷衍されているだけで、具体的な習俗についての掘り下げがなされぬまま今日に至っている。

ところで、現実には変わりの周囲における八期贈答の事例を見る限りでは、記録にある、憑みとはかなり異質なものがそこに現われている。つまりは、農村で作仲間どうし早稲の新穀を取り交していた習俗が公家・武家の社会に入って上司に物品を贈る習慣を生じ、それが都市を媒介として再び民間へ下降したというのも、どちらかといえば近畿地方を中心とした捉え方で、中央を遠く離れた地方では一概にそうとはばかりは言えないということである。柳田翁も、八期に親子主従関係の間で物品を贈答する慣行を、無尽の頼母子講と同じにタノミ(憑)といふのは京都語であった。(方言の成立)と指摘している。

現にこれまで見て来た博多の八期節供をはじめとする県内の八期贈答は、そのすべてが子どもの初節供の祝いであった。つまりは、近隣農村における稲の成長と、子どもの成長とを結びつけたものであった。各地の御田植祭に、稲の穂孕みと子孕みとを結びつけた折祝が予祝行事として見られるのと同様、稲が穂出しをして稔ろうとする時期に、子どもの成長を祈念する儀礼を合わせて行なうという

のは極めて民間的な自然な発想といえよう。この現象は、どう見ても中央の公家あるいは武家社会を経由して来たものとは思われない。やはり地方は地方として、隣接地域との交流がありながらも、その地域の風土に根ざした慣行が生じるであろう。そして、福岡県の場合、その背景として浮かんで来るのが、県内一円の農村に流布している、田ほめである。先ずはそのあたりから、これまでに取り上げて来た事例をもとに、農耕と贈答の関連を通して八期習俗の意味するところを探ってみよう。

そこで先ず問題にしたいのは、なぜ旧暦八月朔日に稲の豊穡を祈願する行事と贈答祝賀の慣行が定着したのかということである。このことは、県内で八期の田ほめと並行して、かなり広範囲に七夕の田ほめが存在しているのと合わせて考察して見る必要がある。八期の田ほめ、八期節供の風習が生じたのは、いうまでもなく暦が民間に普及してからのことである。それに留意しながら暦を見ると、旧暦七月下旬、二十四節季では七月の中ちゅうにあたる、処暑の三候(七十二候のうちの四十二候)に、「禾乃登」いねののぼるとあって、稲の穂出しの時期が示されている。二十四節季・七十二候は唐制暦が基準になつていて、北部九州の気象条件はほぼそれに近いと見ることが出来る。稲の穂出しが丁度七月の下旬、それも月末に近い頃に見られる。それと合わせて翌月の月初めの日に、感染呪術的なほめ言葉や唱えて田を回る行事を置いたのは、いずれは暦の知識をそなえた呪術的宗教家の所為であろう。もっとも、田ほめ自体は自然暦の時代から存在していたことも考えられるが、八期の行事になったのは暦

が普及してからのことで比較的新しいと見なければなるまい。二百十日もまた層の知識である。穂出しの前後はしばしば台風に襲われることを体験的にも熟知しているだけに、それを八朔と関連させることは極めて容易であったと思われる。一方では予祝をしながら一方では風止め祈願、厄除けもしなければならなくなる。また、月初めの節日ということで、その月のうちに行なわれる、田の水落とし、の水神祭り(御願成就)が加わり、虫除けの御礼籠り、はては六月晦日の、夏越の跋え、に付随した、茅の輪くぐり、の行事までもが習合される。五節供とは別に、八朔節供、が生じたのもそのあたりに理由があろう。とにかく、予祝・御願掛け・厄除けの跋え・御願成就と、あらゆる祈願の内容・形態が輻輳して見られるのが、八朔の、豊穰祈願、である。それだけに極めて不安定な面ものぞかされている。七夕に田ほめを行なうところの生じているのもその例である。

七夕は、これも層を見ると二十四節季では七月の節、立秋、の頃にあたる。この方は季節の変わり目ということで、当初から除夜の跋えを含む節供日に位置づけられていた。その意味からすれば、秋立つ候の節供日に農作の平穩無事を祈って田ほめをするというのも一応は納得のできることである。そこで、その七夕田ほめとの関連で注目したいのが、筑前・筑後の八朔贈答に笹飾りの見られることである。笹飾りは農村では七夕の習俗である。七夕の笹飾りについてはすでに考証が行届いているが、漸く使いものになるほどに成長したその年の新しい竹を依代(よしろ)として精霊を遷依させ、罪障や穢れを

これに憑して川に流すのが本来の意味と考えられている。それが八朔の行事に持ち込まれたこと自体、八朔節供の複合的性格を示すものといえよう。

そこで、問題を博多の八朔祝いに戻して、その贈答慣行のうちに含まれている事象の意味を考えてみたい。「石城志」に見られる八朔節供の古い形は、女子あるところは互いに舞を贈り、男子ある家は互いに笹飾りを贈る、とあって、作仲間どうし早稲の初穂を取り交したという、タノミ、に通じるものがあり、同書も「國俗是をたのみ、きといふ」と記している。そこで節供難のことは一応措いて、笹飾りに注意を向けて見ると、これまで極めて多彩な要素が含まれている。先ず、笹に吊すサゲモンが親戚・知人から贈られるのは、一応は、祝い、と受け取れるが、その奥には多くの人びとから靈魂を授かり、その子の身につけて丈夫に育つことを願うという意味が籠められている。もともと多くの要素を含んでいるのがサゲモンの中で、宝船や福良雀・団扇などは、先にも述べたようにいかにも商業地域らしい縁起もの、鮎や刺し鱈・塵籠などのナマノクサケは笹に憑依する神への供物、米の粉菓子やタネガシと呼んでいるのはまぎれもなく、田の実、御礼紙・八朔団扇に添えて近隣に配る合所用品は田の実(米)にちなんだ炊事道具である。田の実と憑みを巧みに結びつけたいかにも博多町らしい才覚といえよう。そして弓矢と太刀、こればかりはどうやら武家社会の八朔贈答の流入で、遠賀郡芦屋町の八朔馬とも通じている。そこで、いま一つ、見逃がせないのが笹飾りの処理である。前の晩に作っておいた笹飾り

を、翌日御礼紙・八朔団扇とともにパケツなどを添えて近所に配るのは前述のように厄の分散を意味してしよう。子どもが使いに立つというのは「嬉遊笑覧」に引く「世盛問答」にも出ていて、それ自体が憑坐よみまわということになる。注目したいのは、笹飾りを買った家でそれを座敷の柱に取り付けておき、翌日川に流すことである。笹飾りの下で寝ると中気が出ない、と言ったり、子どもをゴハンヌクメ(いぐ)に入れて笹飾りの下に据えると丈夫に育つ、と言っているのと合わせて、そこには明瞭に載える意識がくみとられる。「八朔は厄日じゃもん」とは博多の老嵐の口から出たことばであるが、おそらくは「厄払いの日」の意味であつたらう。笹飾りに織れを移して最後は川に流すというのであれば、女の節供の雛人形も同じ意味の形代かたしろであつた筈である。筑後地方で、笹飾りと紙雛が近代以後まで並存していたという伝承は、その点からも貴重であるといわねばなるまい。また、豊前地方に分布していた糞粉細工はどう見ても瀬戸内との交流と思われるが、行事の奥に流れているものは、やはり筑前・筑後と同じく、子どもの成長を願う厄除けの祈願である。

以上、博多の八朔節供から、事例を県内一円の八朔行事へと広げて見て目についたのが、農村における豊稷祈願の農耕儀行と、都市的性格を持つ子育て祈願の贈答儀行が、決して別個の存在ではなく、密接不可分のものであるということであつた。そこで言えることは、一つは稲の成熟が子供の成長と結びつき、いま一つは農作物の災害除けと厄除けが結びついていることで、その間を取り持ったのが層であり、そこに極めて多様な内容を包含した、八朔節供の習俗が生じたということである。勿論、この地域での農耕儀行には、層が普及する以前からの普遍的な稲作儀行を引継いだものがあり、贈答儀行にも、武家社会あるいは周辺地域からの流入と見られる要素も含まれている。しかし、少くとも、八朔習俗がこれまで言われてきたような、田の実、と、憑み、との関連で、農村から公家・武家の社会へ、そして再び民間へと下降して、豊稷祈願と贈答祝賀の二重構造を生じたというような、単純な図式では割り切れない、もっと別な、それぞれの地域なりの風土に根ざした形成要素がその中に含まれているということを探検しておきたい。

注

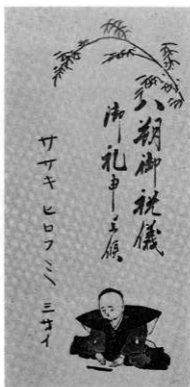
- (1) 柳田國男は「婚約と生産協同とにタノミとかユヒノモノとかいふことばを共通に用ひている例は多い」(『婚約の話』)と指摘し、「精納をタノミといふ例は土佐と伊予の西の部分、その対岸の豊後の臼杵などにも見られる。中国、紀州も広く一様にタノミと言っている。契約成り相互に信賴し得る輩で、今ならば保証ともいふべき語であらう」(『常民婚約史料』)と述べている。
- (2) 前掲 平山敬治郎「八朔習俗」、三木謙一「江戸幕府八朔参賀儀礼の成立」(『日本歴史』四六一一頁)など。
- (3) 稲藪人の間では「七夕を過ぎたあとの竹なら使いものになる」と言っている。それ以前の竹、すなわち前年の竹は虫害を受けていて使えないことである。民間で七夕竿が特別に扱われるのは、その裏に、新しい年の新しい竹という意識がひそんでいよう。
- (4) 神霊を招いて乗り移らせるために祈禱師が伴う童子、人形を用い、折り終わって川に流すことも。

1. 持多短冊竹の祝い (『筑前歳時図記』より)



持多
短冊竹
の祝い

3. 八朔の御札紙 (『持多』)



八朔御祝儀
御札紙

サアキヒロフニ、
三サイ

2. 八朔のさげもん (祝部至善画)



八朔の
さげもん

4. 村々田畀め (『筑前歳時図記』より)



七月七日
村々田畀

5. 八朔団扇 (『持多』)





7. 芦屋の八朔馬



6. 芦屋の八朔祝い



9. 八朔祝いの鬃斗 (遠賀郡芦屋町)



8. 八朔祝いの鬃斗 (遠賀郡芦屋町)

玄界島の流人と文学

高 田 茂 廣

一 はじめに

昭和五十三年に当館の事業の一環として玄界島の文書調査を行ない、私も一員として参加した。そのとき『豊教会』と『夢の徒然』という二冊の流人の手記を見出し、機会があれば世に出したいと考えていた。

その後、『北崎小学校百年史』の編さんに際して校区内の諸寺の過去帳を数日間にかけて拝見させてもらう機会があり、玄界島の流人の実態が多少とも明らかになった。同じ頃、宮浦の三角隆氏の倉から発見した『見聞略記』にも流人に関する記事がいくつあった。

昭和六十一年秋、玄界小学校百年史の編さんの一部を手伝う機会

があり、同島の文書調査のなから新しく『玄界島記』を発見することができ、今回の研究の大きな柱となった。

現在まで福岡藩の流人に関する委しい著述は安川浄生氏の『筑前の流人』（昭和五十三年・叢書別刊）『流人の過去帳』（昭和六十年・ナガリ書店刊）及び『福岡県警察史』（昭和五十三年刊）等があるだけであるが、それらを参考にしながら、玄界島の流人の生きざまを述べる。

二 玄界島について

玄界島は糸島半島の北約四キロの海上にあり、周囲約四キロ、面積一・一七平方キロ、標高二一八メートルの長円形の島である。

島は平地が少なく、周囲のほとんどが岩地であるが、南部にやや開けた所があり、そこに人家が集中している。



図1. 支界島地図(明治33年)

支界島は現在漁業によって生計を立てている島であるが、かつては遠見番所が置かれ、多くの流刑者が流された島であった。

この島の歴史について述べた本としては、『福岡県地理全誌』・『糸島郡誌』・『北橋村史』・『筑豊沿海志』等があるが、そのすべてが『筑前国統風土記』や『筑前国統風土記附録』に準拠している。『筑前国統風土記』の記述は次のとおりである。

支界島

唐泊より東北一里許にあり、福岡よりは海上六里、此島初は久島と云、又其初は月海島と云へり、其後改めて支界島と云といへり。(中略)むかしは此島に民家七十二軒ありしか、永祿の初つた、世の擾乱甚しかりし時、野島の海賊はく来り侵しける故、島の前に竹を植て防とせり、或時海賊數十人来て掠奪す。然るに島の長根田平次郎と云者、よく防戦ひければ、海賊共叶難くや思ひけん、竹林に火をかけてけり、折節海風烈吹ければ、人家にも火移りて、平次郎も防くに便なく、遂にそこにて討死す。其墓今に山にあり、海賊は心のまゝに乱訪して焼りける。是よりしては、島民いよく海賊の来ん事をおそれ、支界を退て喜浦にうつり居れり。(中略)初此島にありし源三郎と云し者、古郷をわすれ難く思ひけるにや、其孫十二歳に成しを携て、慶長年中爰に來り住ける。其後源三郎か親族、逐年來住けるが、漸に他民も來りて村里をなせり。

又俗説にいひ伝ふるは、雄偉天皇御宇に、四條左大臣公光の子白合若大臣、九州の藩鎮として豊後國に任せられしか、異賊の襲來せしを、勅命を受けて討平け、此島に上り、暫く居給ひしを、其家臣に別府刑部貞徳、命弟別府貞實兩人心かはりして、大臣つかれを休んとて岩かたとを枕として安臥せられしを、捨置て焼りける(後略)

遠見番所之事

寛永十七年、江戸より対馬守、豊後守、加賀守、讃岐守、大炊守、福部頭との通判の筆書來る。其時の公命の旨に依て、此時より九州海辺隔々番所を立、異船の來を伺戒む、因に茲本州にも姫嶋、西浦、相嶋、大嶋、岩屋

五所に番をかまへ、定番の土を遣し、足輕をも副らる。右の外の嶋にも定番を被置、於呂嶋、白嶋、奥ノ嶋にも番船を遣し守らしむ。又嶋々定番の外、家老の家士を加番とす。且、四月より六月迄三月の間、大身の土を毎月三度宛、海上廻シ、嶋々被令遣見。正保二年西浦の番所を止て、玄界嶋に移さる。又芥原に番所を立、大嶋に番所を立添らる。脇浦、奥嶋にも番所を立らる。

以上であるが、ここでは流人については何も述べられていない。しかし、大嶋島の項には

(附略) 又國王より非常なる異船の来るを察せんため、島守を置玉ふ、其番所あり、島の民の数は百人にもたらず、小邑なり、國王より時々此島に罪科あるものを放流し給ふ。忠之公の時よりしかり

と書かれており、黒田忠之が福岡藩主であった元和九年(一六三三)から承応三年(一六五四)までの間に流罪の制度がはじまったことを示唆する。福岡藩の流刑地は大嶋・玄界島・小呂島・姫島であるが、流人には監督する者が必要であることを考えれば、寛永十七年(一六四〇)の遠見番所設置以降に流刑がはじまったとするべきであり、玄界島の場合は正保二年(一六四五)以降ということになる。

なお、『大島村史』には「慶長十一年(一六〇六)に福岡藩主の黒田長政は、海上防備のために、大島の井の浦に定番所を置き、津和瀬と岩瀬の二か所に遠見番所を置いた」と書かれているが、『黒田家譜』にもそのことに関する記述はなく、やはり寛永十七年の番所設置が最初である。

近世における玄界島の流人の歴史が正保二年以降であることは確かであるが、多少とも気になるのが百合若伝説である。



図2. 福岡藩内の主な島とその渡航の港

百合者伝説そのものは日本各地に同じような伝説があり、ギリシア神話のコピーとされているが、類似の事があったとしても不思議ではない。『筑前国続風土記附録』によれば、玄界島の氏神である小鷹神社は、百合者が愛した鹿を犯した神社であり、文龜年間（一五〇一—一五〇四）にはすでに祀られていたというから、その当時の北部九州の豪族のだけかが流された可能性はある。

また、「永祿の初」めに「野島、海賊しはしは来り侵し」たのは、玄界島が侵すに値する島であったことも意味する。

三 玄界島の流人

福岡藩が流罪とした人物の罪状は、盗犯・殺人幫助・放火・博打・打擲・破戒僧などとされている（『福岡県警察史』による）が、実際には、政治犯・思想犯といった人も多く、天保の頃の白水養植のように失敗を問われて玄界島に流された人もいる。また、薩摩藩の工藤左門や北条右門・洋中茂平、中津藩の三樹直三郎のように他の藩からの預り人もいた。

真偽の程は別として、弘化五年（一八四八）の太宰府華台坊座主のように、凶作の責任を問われた人もいる。『見聞略記』によれば、

当秋の風雨にて作甚不直、夏粟三歩位之作、秋粟間断、稻の毛上五歩位ニ御座候、其後追々承り及候得へ、いか成もの顔にや、太宰府花台坊、凶風折りのため、四王寺山ニ登り、狐踊出し、段々折り有之候由路頼いたし、後日捕へられ、博多あがり家に入られ、段々御座候に相成、後つめにハ水せめにもかり申候由、九月末迄ハ如何とも相片付不申候得共、言ひらきも解之にや、後ハ遺稿に相成申候。

と、世間で話題になった人もいるのである。

玄界島へ送られる流人の多くは、対岸の宮浦から船で送られていたようだが、『夢の徒然』の著者のように福岡から直接船で送られたと思われる人もいられる。

玄界島では、自由に行動出来る流人と、流罪の上牢唐といった流人がいたが、そのいずれもが島民との深い関係を持っていたようである。

流罪は不定期刑であった。特赦がなければ赦免にはならないのである。運のいい人は、小田村文平のように明治元年十二月に鉄砲の誤発で幼児を死に到らしめ、過失致死の罪で同二年二月末に玄界島に流されたが、同年の七月初めには許されている人もいられる（『見聞略記』による）。しかし、島で一生を終えた人もおり、現在判明している人は次のとおりである。

- 宝永四年（一七〇七）四月七日 高山五郎次
- 同島定審事多村權藏親子息与大夫ア擲致、相果申候
- 宝永五年十一月廿七日 基五郎
- 享保三年（一七一八）三月四日 久平
- 享保十二年二月六日 久平
- 十八年五月廿九日 宮戸村善兵衛仲 喜左衛門
- 此者、玄界へ流人仕成、当三月ニ帰来、直ニ籠ニ入、籠内ニ面割死
- 寛延三年（一七五〇） 岡本藤左エ門
- 島人相手ニ致喧嘩相果候
- 宝曆二年（一七五二）正月十一日 宇八
- 四年二月三日 （姓名不明）
- 聖福寺内玄住庵へ謫監文遣候
- 九年六月十一日 久兵衛

十四年正月六日
 明和二年（一七六五）二月
 天明六年（一七八六）十二月四日
 八年正月廿五日
 寛政六年（一七九四）八月一日
 文化九年（一八一二）四月三日
 五月七日
 文政二年（一八一九）二月六日
 四年十月十日
 五年三月廿日
 五月四日
 右善秋月勘定奉行 自殺仕ル
 八年六月四日
 右ハ早良郡石村より来り申候
 十二年七月廿日
 天保五年（一八三四）正月三日
 此者 博多呉服町下 源右エ門父
 六月十一日
 身投ニ付 宗匠方ヨリ証憑来ル
 弘化二年（一八四五）九月廿一日
 五月十六日
 三年二月七日
 右ハ箱崎祝部太夫大神常盤ノ父
 元治二年（一八六五）六月廿二日
 元文二年（一七三三）八月四日
 明和六年（一七六九）三月十二日
 安永二年（一七七三）四月八日
 文化元年（一八〇四）三月十六日

貞右エ門
 九兵衛
 兵 藏
 倉八權九郎
 八 藏
 久 治
 五三郎
 福岡屋 正平
 善 次
 弥五七
 北原□太兵衛
 源 藏
 兵 助
 竹田勘介
 梅宿坊
 能勢太夫 六十二
 若 狭
 多 聞
 惣兵衛 三十三
 長 八
 新 吉
 貞 平

(以上、某寺過去帳による)

(姓名不明)

慶応二年（一八六六）七月九日

斎田要七
 堀 六郎
 共に処刑

(斎田要七伝) その他による)

(以上、某寺過去帳による)

玄界島は福岡市内では小呂島と共に暖流に面した最も暖かい所である。流人が住んだ流人小屋は、その玄界島の南部に人家の密集する集落の東端の海岸にあったという。島の中では最も暖かい所である。それにもかかわらず前記の流人の死亡のときが冬から春にかけて多いのは、やはり、流人の生活が奇酷なものであったことを物語る。島破りはその故であろうか。

安政五年（一八五八）十一月朔日

島原出生園退立島太平事・保田源藏家内判藏助伴藤崎出生判外玄海

島破

打首 牟 合

破島(朱書) 太 平

博多芥屋町判元七十撞玄界島破 牟 合

打首 七右衛門

(福岡県警察史)による)

玄界島に流罪が決定していながら、流罪にならないまま死んだ人もいる。乙丑の歌に連座した野村助作である。『筑前名家人物志』

(森政太郎編著)に

野村助作

(中略)時に慶応元年五朔太宰府ニ移ラレシ時、助作其接待掛トシ勸勞セリ、同年ノ夏頃癩ヲ蒙リテ家ニ監禁セラレ、十月廿三日、同志ト事ヲ謀リ、上ヲ擧ラザル所爲アリトテ玄界島ニ配流ノ命アリ、先城下ノ獄ニ下サルウチ、脚疾ニ罹リテ危カリケレバ、同志ノ士ドモ懇ロニ看護シケレド、獄屋ノ事トテ医業ナド心ニ任セズ、今ハ恃ミ少ク覺エケレバ、擧室はまた晴れやらぬ身なれども露もころろに世に残さじト詠ジテ、ヤガチ空シクナリス、之レ慶応三年八月十六日 年二十四

とあり、『黒田家譜』第七卷(文獻出版社)の「綱領」にも「二ノ丸獄中ニテ病テ慶応三年八月十六日死ス」とある。玄界島では、福岡藩の判決文に基づいてであろうか野村助作が流されて来たと思はれているが、これは誤りである。

幕末期における流人の特色は、政治犯や思想犯が多かったということにある。先に掲げた玄界島における死亡者のうち、大神多門は明らかにそうであるし、天明八年の倉八権九郎の場合もそうではないかと考えられる。彼の死の二年前、天明六年七月に姫島の流人倉八平蔵という人が、沙あびに行つて溺死しており、おそらく関係のある人であつたと思われ、倉八という姓から考えられる人物は藩の重役であることからして、藩の政治と何らかの関わりがあつたと考えるのである。

工藤左門が玄界島に流されたのは嘉永三年(一八五〇)正月であり、「綱領」では次のように述べている。

嘉永三年正月

一、島津家内江正那の党相分レ騒動ニ付、薩州ヨリ左之兩人來奔及出訴、公其云處ヲ入レ福岡江御國マヒ被、遣、(中略)

兩人ヲ大島・姫島江捕伏致サセ、(中略)

井上出雲守 後工藤左門経權

木村孝之丞 後北條九衛門助村

ところが『見聞略記』には、文久三年(一八六三)七月の英國船の鹿児島灣襲来について、

右の島、^{沖中茂平}といふ人、薩州へ帰國之期、当國大島之人御供致シ、薩州へ滞留之内、右之願争相起リ、始終見聞致シ、同人帰國之上もの路りいたし候由、右之沖中茂平といふ人ハ薩州之家子ニテ、北条右門、工藤左門といふ人、先年薩州内之宛捕致シ候由、当國江御立退ニ相成、沖中ハ大島、工藤ハ玄界、北条ハ姫島、御逐流人之條ニ面住唐被致候由、去戊年(文久二年)何れも本國へ御呼返しに相成リ、工藤左門様ハ玄界ニ直ニ京都へ御登りニ相成申、当年ニ至り本國へ御帰リニ相成申候、沖中氏も当夏頃御帰國ニ相成候由。

とあり、さらに、下関の商人であつた白石正一郎の『白石正一郎日記』によれば

安政四年(一八五七)

九月十四日、在筑の職人工藤・北条・竹内・洋中四人へ長藏さし遣書状仕出す。

十一月十二日、工藤左門入來、同夜薩藩西郷吉兵衛米良何某工藤局旋にて來り、各一荷、翌十三日夕方、西郷米良乗船江戸へゆく、工藤は滞在、同十六日帰京

安政五年

二月十三日、在筑の工藤洋中、さつ井上弥八郎上下四人入來

同十八日、工藤始上下四人陸地より岩國へ行

同廿六日、洋中岩國より舟り來滞在、工藤井上ハ上坂也

三月四日、北条洋中船頭

同廿日、工藤井上より帰り来り、同廿八日帰京

などことあり、さらに「玄界島記」には、「薩摩國の藩士工藤左門經徳といへる人、此島に兩三年居住し給ひし」とあることから、工藤左門等が福岡に在住したのは長期間であったが、玄界島に住んだのは約三年間であったと考える。これら他藩からの預り人に対する藩の対処のしかたや島におけるその生活の実態等については研究の余地がある。なお、「綱領」における「姫島に潜伏致させ」の記述は、後で述べる斎田要七も姫島流罪としており、誤記である。

福岡藩の勤王派の人々で、最も早く玄界島の流人となった人々は文久元年（一八六一）六月三日の浅香市作と長谷川範蔵であったが、この人々は文久三年六月二日に、「今度御参内済ニ付、流罪追放ノ諸咎被_レ赦」と大赦で島を去った。しかし、慶応元年（一八六四）の乙丑の獄では、浅香市作は宅牢、長谷川範蔵は大島へと再び流されている。

福岡藩の勤王派のほとんど全員が処分された乙丑の獄のとき、玄界島へ流された人々は、「黒田家譜」の「黒田長博公伝」では山内俊郎、小金丸兵次郎、尾崎逸造となっているが、同書で流罪としながら流刑地を明確にしていない一鬼道左衛門、西原守太郎等も玄界島の流人であったようである。また、このとき、それ以前からの流人であった斎田要七と堀六郎が処刑されている。

乙丑の獄に連座した流人たちは、明治元年二月三日の大赦令で旧職に復帰している。

政治犯としての最後の流人は明治元年四月八日の福岡藩軍者香西少輔であるが、これは勤王派を弾圧した罪であろう。

以上、玄界島の流人について述べてきたが、はなはだ不完全であり、今後研究を深めなければならないと考えている。

四 流人の文学

玄界島の流人で最も著名な人物は斎田要七と堀六郎である。勤王の志士であり、流罪のうえ断罪となり、辞世の歌まで残しているのだから、明治から昭和十年代までの時流に乗ったことも確かである。しかし、玄界島の人々は特に斎田要七との交流の深さを言われる。

ところで、彼等二人がいつ玄界島に流されたかについて「斎田要七伝」は諸説があると述べている。このことについて「見聞略記」は次のように述べているのだが、「見聞略記」の著者である津上悦五郎が宮浦の人であり、彼の家の裏の浜辺から流人が送られて行ったことを考えれば正確なことであろう。

一、同月（元治元年九月）十六日、当國家中總督（六郎）といふ人、流罪ニ相成候、此人も（この文の前に小呂島に西藩から流された大神形敏守について述べた文がある）因元出奔致し、長谷川入込（中略）因元立寄り、如何之存念ニや自分と名乗出られ候由、然し共格別之御詮議ニも不及、玄界嶋江牢居ニ相成申候、右大神形敏守、堀六郎殿、翌丑九月、嶋より御呼返シニ相成

「斎田要七伝」によれば、斎田要七と堀六郎は常に行動を共にしていたようだから、斎田要七もこのとき別の場所から玄界島へ流罪

になつたことが考えられる。

『見聞略記』はさらに二人の処刑のときの様子についても委しく述べている。

一、(慶応二年)七月七日、当国の十人目附立花市右衛門殿初訂廻り目附御前問本之人々十式拾人等、其外御前方并ニ刀研日羅の者ニ三人当浦江一宿(中略)

(翌日)夕方ニ及び堀六郎といふ罪人、警固役人四人当浦へ一宿ニ相成、翌九日ニ玄界へ渡海、其日ニ玄界へ半宿ニ相成居候斎田要七といふ人、是も阿蘭の御足掻警固致し、同場北の方黒瀬といふ所の地方大浜といふ所ニ連れ被行候

間所ニハ葦而四本の柱建、切場所出来、檢使御役々ハ棧敷を構へ、斎田要七、堀六郎兩人ニ御談宣し有之候処、兩人平伏致し、一番ニ斎田要七生年廿七才とか、御役人ニ一礼のべ、切られ場ニ直り辭世ニ

因のためかねて無き身のけふこそハころつくしの果とかわしる

大浜に捨る命ハおしまねところのこすは皇國のこと

と詠し、權柄拭ひ覺悟被致けれバ、長兵佐久間といふ人、太刀取ニ御首打落されける。

次ニ堀六郎、当年三十三才、是又

辭世ニ

かきり来て身ハ捨るとも堀ハ君の守りとなるまし物を
かゝる時大和心のなかりせば又いつの世にいつる物かな
と詠しければ、首ハ前ニ落にける

右、斎田要七の首切られし時、余り切通て砂ニ切込、御紙の刀切先少シ

疵出来たるよし

又、斎田の辭世の内、後の句ハ牧和泉守の辭世ニ能似たり

右兩人の死骸ハ四所の山の根ニ葬りけるよし

この内容からすると、斎田要七と堀六郎は元治元年九月に玄界島に流され、斎田要七は死罪の日まで玄界島にいたが、堀六郎の方は一旦許されたか、あるいは福岡の牢に呼び戻されたかして、死罪の前日に再び玄界島に流されたことになる。

当時の武士、特に志士といわれる人たちにとって、歌を詠むということは最も重要な教養であつたようである。歌によって自分の真情を吐露し、世間はその歌によってその人を判断する。特に辭世の歌となればおろそかには出来ない。辭世の歌はすぐに世間に伝わっていったようである。『見聞略記』の著者は多くの人々の辭世の歌を書きとめているが、京都や江戸の人の歌も多くある。志士たちはある程度の用意はしていたのではないだろうか。それにしても、数多くの志士たちが同じ目的の歌を詠むのだから、よく似た歌が詠まれても仕方はなからうが、世間はそれを許さない。斎田要七と真木和泉の歌が似ていることについて『見聞略記』の著者は多少とも批判的なのである。

なお、玄界島には大正元年九月に頭山満等の手で二人の碑が建てられているが、そのことを述べた『筑豊沿海志』をはじめとするすべての本に載せられた二人の辭世の歌は、次の通りである。

斎田要七

大浜に捨つる命は惜まねど

ころにかゝるすめくにのこと

堀六郎

國の為なすへきこともあらいその

波にくたくる我思ひ哉

幕末期から明治にかけて玄界島の教育に一生を捧げた人に松田清三郎がある。号を可晴といい、幕末期にはすでに寺小屋教育も行なっていた。伝えられたところによると、その教養のほとんどは流人から得たものとされているが、著書には「算法類集」六冊、「玄界島記」(松田洋子氏蔵)三冊がある。残念ながら「玄界島記」の巻下は現存しないが、残された二冊には流人の詩歌が多く載せられており、そのいくつかを紹介する。

工藤左門の歌

薩摩国の藩士工藤左門経徳といへる人、此島に西三年居住し給ひしが、和歌の道に堪能なりけるか、当局の奉行を勤むる人に小嶋源五右衛門常堅ぬしと心はべを同うして、八景の詠歌を此次に記すにむ

雷山暮雪

白たへの雲もひとつになる神の
いかつち山の雪の暮かな
年のふりけふも三雲となる神の

経徳

山白妙に暮る雪かな

常堅

宮浦舟帆

すめろぎの宮の浦より帰り来る
ふねの追手は神かせにして
名にしをふ宮の浦半の神かけて
やすらに帰る船のとけき

経徳

常堅

鹿島秋月

西の海しらきへかけて照る月の

かけ高島の秋の夜半かな
隈もなき月高嶋の秋の夜は

海的面さへしつけかりける

蓬山落雁

こしの雲井はるかに来る雁は

筑紫の灘に落る文なり

花をさへ見すて帰る雁かねも

しはしは落す灘の浜かな

荒津晴嵐

打わたす波の荒津の山の色も

さやかに見へて吹あらしかな

吹はろふ風もあらしの市場に

髪のをぶねのはこぶかろくす

明神崎夜雨

すめろぎの神の御崎のむら雨は

ひと夜は濡れつ髪³の宮船

宮つこも通ひや詫ん沖津波

よする御崎の夜半の村雨

東林寺晚鐘

夕なきの波の江遠く聞へけり

山のおなたの入あひのかね

入合の鐘の響きもなれ白に

経徳

常堅

経徳

常堅

常堅

経徳

常堅

経徳

常堅

常堅

経徳

波にうき寝の猿の富ふね

常堅

机鳥夕照

西の海雲のはた手にゆふ附る

机のしまにかゝりけるかな

経徳

さみだれもや煙はれてけふハ又

ゆふ日のかゝる机しまかな

常堅

流人とそれを監督する立場にある定番とが共に歌を楽しむという
ようなことは島でなければ出来ないことであろうが、いわゆるお客
流人であり、その島における住居も定番宅であったであろうから、
当然のことであつたかもしれない。

歌の題材となつた雷山暮雪以下のテーマは玄界島八景といわれ、
玄界島で詠まれる詩歌で常に登場する代表的なテーマである。四面
海に囲まれ、外に何らの楽しみもない流人たちにとっては望郷の想
いをかきたてる最良のテーマであつただろう。

三樹直三郎の詩

三樹直三郎もお客流人と呼ばれた人の一人であるようだが、い
つ、どのようなことで流されたかは明確ではない。

編者(松田清三郎)いはく、豊前国中津の幕士三木直三郎正良ぬしハ、如
何なる事由の有けるにや、明治維新の際、此島にしばらく御預と成り給ひ
しが、学才ある人なりしが、或日、机、はしら島へ遊び、其翌日、余に送
与せられし詩に、

三樹正良

萬里長風塵を我神、蓬窓到處煙新

漁夫回、神向、孤鴻、鷺鶴掠、船入、九受、
月海運、天全似、水、星光墮、地全如、銀、
不知世上粉々事、身是廣寒宮裏人

岡田親睦の長歌

この人もどういふ人であつたかは明確ではないが、文久元年以前
に流された福岡藩士であることだけは確かようである。

編者いはく、此島へ古にしへより異科ある人を流させ給ふ所なりしが、明
治維新のころ今上皇帝御即位し、ける朝り、大赦行はれ、全国の罪人
悉く免せられしより、茲に配所の名号も廢絶せり、未だ立藩中いかなる罪
ありけるにや、此島に流されて數多の年月配所の憂に堪忍び古郷のいとゞ
懐かしくおもひける余り、成年の暮、長歌を口吟けるよし、余に送りけれ
ば、いよゝ哀れにおもはゆれば、此記にしるし應になん

流されてはやくとし八とせになんなりにける、さすらへの身にしあれば古
郷に帰りまほしくおもへども、空恐しかりければ、いはで言葉をつゝみに
ける、昔日を按にせす才を逆しまにせぬ代の糸のごとくに乱れにける
頃、上杉何某の家に仕へ侍りし直江山城守兼統とやらんが作れる詩に

春雁似、吾等似、雁、洛陽城裏背、花柳

と云ふ句のゆふに優しく侍りけるをおもひ出にける折から雁のご鳥聞へに
ければ、いとふふるさとなつかしくおもへば、さすらへの身の空恐しけれ
と、叶はぬ長歌をなん詠侍る

福岡 岡田親睦

あら玉の とし立かへる 初春の そらハ體と 天の戸を 出る
日影の 明らけく 波のかしらに 海原の 色もみどりに 立帰

吹来るかせは 梅香の 匂ひにめて、 谷の戸に またぬ初
音の 鶯の 声もゆたけく 聞ゆなり かゝる春しも 余慮なれ
や 身は浮雲の たな引て はれぬおもひや 鷹島の 浦半の波
のたゝぬ日は あれとも曇き うき事の 日毎に絶ゆる 時もな
し 春は霞に へたてられ 夏は空蟬鳴暮し 秋はしぐれに 袖
ぬるゝ 冬は水に とじられて すくせる年を 数ふれば 八と
せの春に なるみ瀧 ひく人もなき捨小おね 波にたゆたふ 老
の身のからくも越ゆる 大坂の あらしのかせは 寒けれと 行
漸しらねば倦つゝそ 寝ぬる夜毎そふる里へ 通ふ夢路は幾度か
見はてゝ覚る 命より 増りておしく おもへども おもふ甲斐
なき 我年は 六十の一に なりにきと 通しむかしの 黒髪も
今は越ぢの しら山の 雪と等しく 真白なり 移るかゝみの
山高ミ 雲井はるかに 詠むれば 花なき里に 帰るとて 霞め
る空の浮雲と ひとつになりて 行雁を 打ながめつゝ 羨しけ
れ

其後 古郷のたちの許より手紙でふなるものを雁がねにこつつけ送り
給ひければ詠み侍り

こゝろさしふかく染てし給はれハ

君か移り香こゝも匂はん

この長歌は明治の新体詩といえるようなものを内蔵しているよう
に思える。流人という極限の状態のなかで、動盪の志士たちとは全
く異質の文学である。文章から見ると相当の文化人のようである

が、おそらく身辺には香篝らしいものも無い状態のなかで流人が書
いたのだという立場に立って読むと心を打たれる。

山路繁雄の歌と詩

この人もどういう人であるかは不明であるが次の歌と詩を残して
いる。

ふすかとしておもへば荒き波音に
いく度くたくふるさとの夢
霜のよの壁の 水間を洩る月に
夜半の夢さへむすばさりけり

贈故郷友

塵世生平若塵煙、唯看海外故郷天
水濱別後思弥恋、不識何時訪芳庭

【鬱散会】

安界島に残された流人の文学のなかで、最も古いものがこの安永
十年（一七八一）に書かれた『鬱散会』である。作者は一応不明で
あるが、文化八年（一八一）に書かれた流人の手記『夢の徒然』の
文中に

愛に鬱散会と称し、先年晴平といふ者、旧は磯野村の社家也しがいかなる
罪にや有けん、此安界島に漂流被致、長く此所に居られるが、有日友を
集メ此稿を通り送り書留られし一書有

とある。頓野は現在直方市内であり、その頓野には鳥野神社と近津神社、それ以上頓野に八幡宮があるので、著者はそのいずれかの社家であったのだろう。

『懺悔会』の文中には五人の人が登場する。有萍・聞朝・可晴・唐遠・万牧・主忠である。この中の主忠が著者自身であると考えられているが、可晴は先に述べた松田清三郎の祖先に当たると考えられる。つまり、流人と鳥の住人が共に俳諧を楽しんでいるのである。玄界島の文化は流人に負うところが多いとされているが、『懺悔会』はそれを証明する文書ということが出来る。長文であるので序文と思われる部分と俳句のみを載せる。

懺悔会

兼好か徒然草ハ乱国の暴中にて交るへき友もなければ、則吉田の山中に世を遁れて、独り楽しむたるより彼草紙をあらわし、寂然不動の念を含み、たとへ市町に住も四方ニ求めなきの謂にして、畢竟は人をして名利の諸慾を離れしめ、身心安楽なましめんの教とかや、予か筆ハ又左いふ心にはあらず、本より何の才もなければ、人の教となるへき身にもあらず、たゞ徒然の余りに思ふ友とち打つとひ、四方山のここと共話する内に、凡道は善悪二ツの外なし、善を勧め悪を驚えならへ、いつれを是とし何れを非とせんや、必しも一善ニ起むへからずと、互に論に及びしか、いやく人のうへまでもなく所詮我身を全ふし、己をつし、心を楽まんには、是を善成道にして、私慾にわつらはざるの思なからん、兎角人ハ命を空ならぬ、榮枯期か三ツの楽しむにも人となり男子となり命なかりしをいへり、既に楽訓の書にも老てハ時節の過る事、殊にはやけれハ時刻をおし、一日を十日とし、一月を一年とし、一年を以て十年とし楽へし、殊更一年の内四時の行はれ、百物のなれるありさま目の前にみちく、人の見る事大なる楽しにして、是を楽ん人ハ眼力をもつて境界とし、四時を以て良辰と

して、其楽みなんそ唯人間三公の貴き万戸侯の宮にくらへんや、とあれハ、いてや人々四方の詠メをと、腰に一籠筆を挿にし、おのゝ立出、時しも朔月の初つかた、おしめとも留らぬ春も既に去ぬれハ、よへぬきたる夏衣のうらめつらしく、今めかしう改れる比をひ、大かたの衆のけしき、心地よげなるに、青葉の木すへ和かやかに、物ごとに春に立かわりて、又よことなる有様もいとんんめてたし

(織幡の神を望みて)

三百餘齡六世臣 朝廷補佐侍禁闕

幾歳奉幣織幡社 緑樹森々臨海岸

ちよつととる若葉や神に手向ぬさ

(相の鳥を望みて)

青葉や猶あおくと藍のしま

詠れハ若葉に背し相のしま

(この鳥の海士のふのり干を見て)

白浜を賑ふ比やふのり干

(灘山を望みて)

廻りおふもふしきや昼の時鳥

灘山も近ふ見へけり若楓

(小鷹神社に詣でて)

茂る葉も猶いろそふや小鷹森

鳥居から着わするゝ宮居かな

山行の汗に入るや小鷹森

(机島一釈迦牟尼鳥一を望みて)

面白や机かしまの通し鴨

主忠 唐遠 有萍 可晴 主忠 主忠 聞朝 万牧 可晴

灌佛や心はかりを釈迦の鳩
茂るその草を花叢や釈迦鳩

(馬込の浜にて)

房立ぬ海松も見へてや馬込浜

(玄界上頂をめざしつづ)

つれたみな同じ心の若葉哉

肌脱と汲出す汗や老かつら

(鳥の中腹にて)

青臭き風のはひや麦の秋

(腰の一瓢をも取出し、歌仙一折)

ちよっと腰かけた所や茶釜草

蜘蛛へ花の四方なかめとき

沖からは太鼓の音のひゝき来て

船頭とのハ高軒なり

はれたとてお月も窓に入らせられ

山ちかけれハ鹿も手ちかし

(太刀垣にて)

太刀垣の桜は老ても若葉哉

太刀垣の名も残りてよ繼草

(大臣岩にて)

大臣の跡の岩間や苔の花

大臣の卯の花衣か岩の上

(遠見番所にて)

主 忠

万 牧

可 晴

有 祥

主 忠

聞 朝

有 祥

主 忠

聞 朝

唐 遠

可 晴

可 牧

主 忠

聞 朝

唐 遠

主 忠

夏草に矢立取出す遠見哉

(短島を望みて)

短しまややさしく見へて夏木立

短しまや茂る葉までも色の濃

(老岐島を望みて)

卯の花の雷もつもるや雷の鳩

夏海や帆かけ遙に老岐対しま

(注島を望みて)

鷹も子を宵や爰に舞籠

(若宮の森にて)

竹子や飛石ぬけて鳥居まで

若宮の森は月也夏こもり

(寄木の松にて)

常盤木の葉落て次や若みとり

松の根に暑や友にとりかへる

(残別)

宵月もわけて名残や夏の空

葉桜や笠の紐とく花のとも

夏海や寄木の波のわかれかな

染しミは夢也花の名残月

群てまた散や螢の友わかれ

招き合ふ扇や花の友おしミ

万 牧

万 牧

主 忠

可 晴

聞 朝

主 忠

可 晴

唐 遠

主 忠

唐 遠

有 祥

聞 朝

可 晴

唐 遠

万 牧

主 忠

斯しておのゝわかれし後日机上に是を記す者也
安永十年辛丑初夏月日

『夢の徒然』

作者は不明であるが、『鬱散会』と同じく俳文集である。書かれ
た年は文化八年（八一）八月であるが、文中に

予聊の罪有て此玄界に流れ、星霜三ヶ年を暮しぬるが、朝暮に我か罪を恨
み居ける也

とあり、文化五・六年ころに流罪になった人であることが分る。文
中に登場する人物としては、彌友・兎山・榎月・狐と四人の俳人
と、水主榎田源助の名が見えるが、彌友が文章の筆者であり、榎田
源助は当時の島の有力者であり榎月と同一人物であると考え、本
文は『鬱散会』を拡大強化したものであり、載せることを略する。

五 おわりに

玄界島の流人について、未発表の資料を中心に述べて来たが、結
論として言えることは、流人も島の生活者として島民と共にあった
ということである。玄界島では、文化の向上の外に経済的な生活手
段の向上にも流人の恩恵があったように言われているようだが、そ
こまで考えるのは行き過ぎであり、相互扶助の關係にあったと考え
るのが妥当である。しかし、精神的・文化的な面での寄与は大きか
ったと思われる。

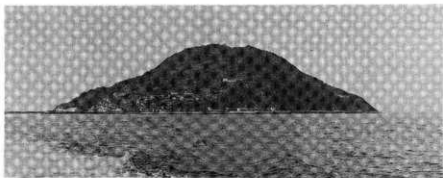
流人の文学については、福岡藩の場合、野村望東尼の『姫島日記』

を中心とした歌の数々が知られているだけであったが、ここに載せ
た作品をはじめとする数多くの作品があり、それが世に出ないまま
消えていっているであろうという現実を知らされた。玄界島の場
合にしても、まだ多くの作品があったであろうし、他の島にも残さ
れている筈である。勤皇の志士のように時流に乗った人々だけでな
く、あらゆる立場の流人の作品を集めることが出来れば、近世とい
う時代を乗り越えることが出来なかつた人々の思想や心情を明らか
にすることが出来よう。

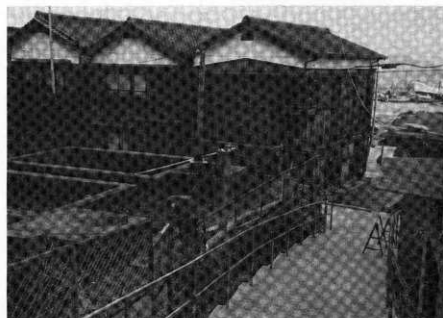
本稿は、その出発点でもあろうと考える。本稿は資料紹介という
意味の方が強くなったが、それぞれの作品の作者等についての論考
は讀者のご意見をたまわりたいところである。

註

- (1) 宮浦の商人津上悦五郎が自ら見聞したことを書いた本。天保十三年
明治四年。十巻および附録から成る。
- (2) 慶応元年の福岡藩における勤王謀叛事件。一四〇人余りが逮捕さ
れた。切腹七人・斬首一人・流罪一人。
- (3) 藤井甚太郎氏の著書。昭和三十年八月二十日発行。
- (4) 玄界島の異名
- (5) 糸島半島の北端の山、福岡市西区宮浦にある。
- (6) 志賀島北端の岬、江戸時代には灯籠堂が置かれていた。
- (7) 福岡市西区宮浦の唐泊にある禅寺。
- (8) 宗像郡玄海町鎮西にある。式内社。
- (9) 玄界島をさす。



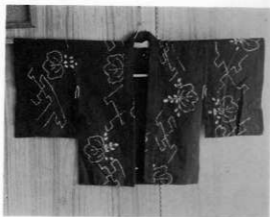
1. 玄界島全景



2. 旧浪人小屋所在地の現状



3. 斎田要七・堀六郎の処刑地付近から
みた風景



6. 斎田要七手製の校り (久保田徳生氏所蔵)



4. 『散歌会』の流人の手記 (横田弥市氏所蔵)



7. 斎田要七・堀六郎の墓



5. 『夢の徒然』流人の手記 (横田弥市氏所蔵)

漢代蛮夷印と出土例に関する覚書

塩屋勝利

一 はじめに

天明四（七八）年に、現在の福岡市東区志賀島から発見された「漢委奴國王」蛇鈕金印については、発見直後から今日に至るまで、実に多くの人々により、研究と論争が展開されてきた。その論点は多岐にわたるが、現在決着をみているのは真偽をめぐる問題で、一九六六年に岡崎敏氏が初めて金印の科学的測定を行い、「後漢書」東夷伝などに記す建武中元二（後五七年、倭奴國王に賜与された漢印そのものであると論証した）ことによる。けれども、印文の解釈、出土遺構の性格、さらには金印賜与の史的背景など、今後に残された課題は多い。特に金印賜与の史的背景については、金印の時代たる北部九州弥生社会の発展段階と、東アジア世界史との主客

両側面に関わる重要な問題と思われる。このような視点から、本稿は中国史書にみえる漢代蛮夷印に関する記録と、これまで出土した印章との整理を行い、今後の覚書とするものである。

さて、皇帝を頂点とした中央集権国家である漢帝國が、その支配秩序を維持するための一手段として、印章制度を利用したことはすでに説かれてきたところである。皇帝の即位の儀式に際しては、玉璽を拝授することが重要な位置を占めていた。また、丞相以下の各級官吏の任官、封建諸侯王の冊封、爵位の授与は、各々、位階に応じた材質と印文をもつ印章と、色別された綬の賜与が必ず伴い、「印綬を佩く」という用語は、官位に就くということを意味するものであった。皇帝・皇后・皇太子などのほか、各級の官吏や封建諸侯王など内臣の印綬については、前漢の遺制を伝えるとされる「漢旧儀」

等で、その一端をうかがうことができる。けれども印綬の賜与は、これらの内臣のみならず、漢帝国の外藩を構成する周辺異民族に対してもなされているのであるが、文献にはそれらの規定については記されておらず、出土印の分析という考古学的方法が、今後の主要な研究方法になると思われる。本稿で言う蛮夷印とは、漢帝国が諸々の政治的意図をもって周辺異民族に賜与した印章を第一義とし、中国史書の外国伝に記されている諸民族諸国を範圍としている。紙

〔別表〕 中国史書にみえる漢代蛮夷印関連記事

No	民族	時代	皇帝	紀年	西暦	開連記事	文献
1	匈奴	前漢	武帝	元朔二	前一二七	軍臣單于の太子於單が漢に逃れ、陟安侯に封じられる。	漢書・匈奴伝
2-1		武帝	元狩二	前一二二	昆邪王が休屠王を殺し、将衆四万余人と漢に降る。	五属国を置いて処置し、武威、酒泉郡と爲す。	武帝紀
2-2		武帝	元狩二	前一二二	匈奴の降者介和王を閼廋侯と爲す。		武帝紀
3		宣帝	天漢二	前九〇	秋、匈奴日逐王先賢掸、将衆万余と共に降る、都護西域騎都尉鄭吉、日逐王を迎え、車師国を破る、皆列侯に封す。		西域伝
4-1		宣帝	神爵二	前六〇	日逐王先賢掸、その衆数万騎を率いて漢に降順、日逐王を帰德侯に封す。		宣帝紀
4-2		宣帝	神爵三	前五九	呼韓邪單于の左大将烏属屈とその父烏属敦が、その衆数万人を率いて漢に降る、烏属屈を新城侯、烏属敦を義陽侯に封す。		匈奴伝
5-1		宣帝	五鳳二	前五六	冬十一月、匈奴の呼遼累單于が将衆と来降、列侯に封す。		宣帝紀
5-2	宣帝	甘露二	前五二	正月、呼韓邪單于、甘泉宮に朝賀す、諸侯王より上位に列せられ、冠帯衣裳、黄金罽毼、玉具劍、佩刀、弓一張、矢四発、棨戟十、安車一乘、鞍勒一具、馬十五匹、黄金二十斤、衣被七十七襲、錦繡綺殺練帛八千匹、絮六千斤を賜ふ。		宣帝紀	
6-1	宣帝	甘露二	前五二	春正月、匈奴呼韓邪單于積侯掃都來朝す、璽綬、冠帯、衣裳、安車、駟馬、黄金、錦繡、綉絮を賜ふ。		宣帝紀	
6-2	宣帝	甘露二	前五二	匈奴の伊秩婁が呼韓邪單于の疑いを恐れ、衆千余人を率いて漢に降る、閼廋侯と爲して食邑三百戸を封じ、その王印綬を佩くことを令す。		匈奴伝	
7	宣帝	竟寧以前	竟寧以前	前三三以前			

数の制限上、西域諸国については割愛せざるを得ず、探究の深化と合わせ、他日に譲りたい。

別表に記すのは、『史記』・『漢書』・『後漢書』を中心として、漢代蛮夷印に関連すると思われる記事を拾ったものである。異種の史書で同一内容を示すと考えられるものについては、ナンバリーにアルファベットを付している。この表をもとに、記述を進めよう。

21	19 20	19 18 a	18 18 a	17	16	15	14	13 12 b	12 11 a	11 10	9	8 8 a
南粵		北匈奴						南匈奴				
前漢	前漢	後漢	後漢					後漢	後漢			新
武帝	少帝弘	高帝	和帝		順帝	安帝	和帝		光武帝	光武帝	淮陽王	王莽
建元四	少帝弘一	高帝一	永元四		漢安二	陽嘉二	元初三	水元二	建武中元一	建武二六	建武二三	始建國一
前一三七	前一八三	前一九六	後九二		後一四二	後一三三	後一二六	後九〇	後五六	後五〇	後四七	後九
趙佗の孫の胡、南粵王と爲る。駱を文王と曰う。	陸賈を遣わして、趙佗に南粵王の璽綬を授く。 陸賈を遣わして、趙佗に南粵王の璽綬を授く。 陸賈を遣わして、趙佗に南粵王の璽綬を授く。 陸賈を遣わして、趙佗に南粵王と爲る。駱を文王と曰う。	陸賈を遣わして、趙佗に南粵王と爲す。 陸賈を遣わして、趙佗に南粵王の璽綬を授く。 陸賈を遣わして、趙佗に南粵王と爲る。大將軍左校尉駱を遣わして璽綬を授く。	北匈奴單于の弟右谷蠡王於除鞬が單于と爲り、右校尉駱を遣わして璽綬を授け、玉節四具、羽蓋一輛を賜う。 春正月、北匈奴右谷蠡王於除鞬自ら立ちて單于と爲る。大將軍左校尉駱を遣わして璽綬を授く。	夏、度遼將軍鄧通、南匈奴單于及び左鹿蠡王須沈、万騎を率いて益州に於て番禺を撃つ。須沈を討じて破虜侯と爲し、金印紫綬を賜う。 春、南匈奴骨都侯夫沈を討して金印紫綬を賜う。 南匈奴單于兜樓健の即位に際し、天子臨軒のもとに、大海龍持節が璽綬を授け、青蓋駕馭、鼓車、駟馬駒、玉具刀劍、什物を賜う。	南匈奴左賢王萬が單于に立つ。光武帝、使者を遣わして璽綬を授け、冠幘、絳單衣、童子佩刀、緹帶を賜う。 二年春、中郎將耿种軍と南匈奴が北匈奴單于を挾擊し、その玉璽を得て、婁子などを捕える。	中郎將段郴を遣わして、南單于に璽綬を授く。 南匈奴呼韓邪單于に冠帶、衣裳、黃金鑿、氍毹綬、安車羽蓋、華蓋、寶劍、寶劍弓箭、黑節三、駟馬二、黃金、錦繡、繪布万匹、絮万斤、乘器鼓車、榮戟甲兵、飲食什器を賜賜す。 南匈奴單于比に、冠帶衣裳、龜璽、什物を賜う。	秋、南匈奴呼韓邪單于に冠帶、衣裳、黃金鑿、氍毹綬、安車羽蓋、華蓋、寶劍、寶劍弓箭、黑節三、駟馬二、黃金、錦繡、繪布万匹、絮万斤、乘器鼓車、榮戟甲兵、飲食什器を賜賜す。 南匈奴單于比に、冠帶衣裳、龜璽、什物を賜う。	南匈奴單于比に、冠帶衣裳、龜璽、什物を賜う。 南匈奴單于比に、冠帶衣裳、龜璽、什物を賜う。 南匈奴單于比に、冠帶衣裳、龜璽、什物を賜う。 南匈奴單于比に、冠帶衣裳、龜璽、什物を賜う。	南匈奴單于比に、冠帶衣裳、龜璽、什物を賜う。 南匈奴單于比に、冠帶衣裳、龜璽、什物を賜う。 南匈奴單于比に、冠帶衣裳、龜璽、什物を賜う。 南匈奴單于比に、冠帶衣裳、龜璽、什物を賜う。	南匈奴單于比に、冠帶衣裳、龜璽、什物を賜う。 南匈奴單于比に、冠帶衣裳、龜璽、什物を賜う。 南匈奴單于比に、冠帶衣裳、龜璽、什物を賜う。 南匈奴單于比に、冠帶衣裳、龜璽、什物を賜う。	漢書・匈奴伝 王莽伝 匈奴伝	
	漢書・南粵伝 高帝紀 高后紀 南粵伝		後漢書・南匈奴伝 和帝紀		漢書・匈奴伝 匈奴紀 匈奴紀 匈奴紀		漢書・匈奴伝 匈奴紀 匈奴紀 匈奴紀	漢書・匈奴伝 匈奴紀 匈奴紀 匈奴紀	漢書・匈奴伝 匈奴紀 匈奴紀 匈奴紀	漢書・匈奴伝 匈奴紀 匈奴紀 匈奴紀	漢書・匈奴伝 匈奴紀 匈奴紀 匈奴紀	漢書・匈奴伝 匈奴紀 匈奴紀 匈奴紀

35	34 b	34 a	33 b	33 a	32	31 b	31 a	30	29 b	29 a	28	27 b	27 a	26	25	24	23 b	23 a	22
										西南夷 蛮夷				東粵					
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	後漢	〃	〃	〃	〃	前漢	前漢	〃	〃	〃	〃	前漢
安帝	〃	〃	〃	和帝	〃	〃	〃	光武帝	〃	昭帝	〃	〃	武帝	武帝	惠帝	〃	〃	〃	武帝
永初二	〃	永元二二	〃	永元九	建武三三	〃	〃	建武初	〃	始元六	〃	元封二	元鼎六	元和中	元鼎六	惠帝三	元鼎六	〃	元鼎四
後一〇八	〃	後一〇〇	〃	後九七	後四七	〃	〃	後二五頃	〃	前八一	〃	前一一	前一一	前一一	前一九二	前一一	〃	〃	前一一

太子嬰薨、即位す。先武帝、文帝薨を諱す、諱を明王と曰う。

南粵の皇太后、王と幸臣の漢への内属を求め、使者をして上書し内属候に比すことを請う、天子これを許し、その丞相呂嘉に鎮印、内史、中尉、大傅印を賜い、その余は自ら置く。

丞相、内史、中尉、大傅の外は、皆その国自ら選置し、漢の印綬を受けず、伏波將軍路博徳、南粵を伐ち遣使招降者に印綬を賜う。

夏五月、閩越王、南粵王に倣い、武帝薨を劾して自ら立ちその民を許く。

東粵王餘善、南粵王に倣い、武帝薨を劾して自ら立ちその民を許く。

夜郎、遂に入朝し、夜郎王と爲す。

夜郎侯降り、天子、その王に印綬を賜い、後遂に殺す。

滇、国を争けて降り、吏を置き入朝を請う、是に於て益州郡と爲し、滇王に王印を賜いその民を復す、西南夷の君長は數百、夜郎、滇のみ王印を受く、滇は小邑なり、最も麗愛す。

鈞町侯毋波は、その君長人民を率いて反者を撃ちて功有りにつき、鈞町王と爲す。

鈞町侯亡波、その邑君長、人民を率いて反人を撃ちて斬首、捕虜に功有り、亡波を立てて鈞町王と爲す。

隴西太守、白馬丘の王侯、君長を復し、印綬を以て賜う。

九真、徼外蛮夷の張遊、種人を率いて内属す、毋波、星君に對す。

九真、徼外蛮夷の張遊、種人を率いて歸化内属す、封じて毋波、星君と爲す。

哀牢王寶栗等、種人戸二千七百七十、口万七千六百五十九を率いて越嶲太守に歸り内属を求む、光武、賢果等を君長と爲す。

春正月、永昌徼外の蛮夷及び博、華貢す。

徼外蛮夷及び博、華貢す、和帝、金印、紫綬を賜い、小君長、皆印綬を加う。

春二月、旄牛徼外の白狼、犍符夷、種人を率いて内属す。

旄牛徼外の白狼、犍符夷、種人を率いて内属す、封じて毋波、星君と爲す。

旄牛徼外の白狼、犍符夷、種人を率いて内属す、封じて毋波、星君と爲す。

旄牛徼外の白狼、犍符夷、種人を率いて内属す、封じて毋波、星君と爲す。

旄牛徼外の白狼、犍符夷、種人を率いて内属す、封じて毋波、星君と爲す。

旄牛徼外の白狼、犍符夷、種人を率いて内属す、封じて毋波、星君と爲す。

旄牛徼外の白狼、犍符夷、種人を率いて内属す、封じて毋波、星君と爲す。

旄牛徼外の白狼、犍符夷、種人を率いて内属す、封じて毋波、星君と爲す。

旄牛徼外の白狼、犍符夷、種人を率いて内属す、封じて毋波、星君と爲す。

旄牛徼外の白狼、犍符夷、種人を率いて内属す、封じて毋波、星君と爲す。

47	46	45 b	45 a	44 b	44 a	43 b	43 a	42 b	42 a	41	40 b	40 a	39 b	39 a	38 b	38 a	37 c	37 b	37 a	36								
光									東夷																			
前漢	”	”	”	”	”	”	”	”	後漢	新	”	”	”	前漢	”	”	”	”	”	後漢								
宣帝	安帝	”	”	”	”	”	”	”	光武帝	王莽	”	”	”	武帝	靈帝	”	”	”	順帝	安帝								
神爵二	永寧一	”	建武中元二	”	建武二〇	建武八	”	”	”?	”?	”	元封三	元朔一	”	建寧三	”	”	”	永建六	永寧二								
前六〇	後二二〇	”	後五七	”	後四四	後三二	”	”	後三〇	”?	”	前一〇八	前二二八	”	後一七〇	”	”	”	後一一一	後一二一								
光を延す。	夏五月、光虜が降伏す、その首領を斬る、金城の属国を置き、降伏した光を延す。		印綬を以て賜う。	夫餘王、嗣子討仇台を遣わし隣に詣る、天子、討仇台に印綬、金綵を賜う。	倭奴国、奉賀朝貢す、使人、自ら大夫と称す、倭国の極南界なり、光武、印綬を以て賜う。	春正月、東夷倭奴国王、遣使奉獻す。	邑君と爲し、東浪郡に使属して四時朝貢す。	韓人廉斯人蘇馬脱等、東浪に詣り貢獻す、光武、蘇馬脱を封じて漢廉斯、邑君と爲し、東浪郡に使属して四時朝貢す。	秋、東夷韓国人、衆を率いて東浪に詣り、内附す。	十二月、高句麗王、遣使奉賀す。	光武に至り、都尉官を罷め、後に皆、其渠帥を封じて、沃沮、侯と爲す。	高句麗、遣使奉賀す、光武、其王号を復す。	夏、朝鮮、その王右渠を新つて降る、その地を東浪、臨屯、玄菟、真番郡と爲す。	東夷蓋婁南閔等、口二十八万人降る、蒼海郡と爲す。	遼東南閔等、右渠に反し、二十八万口遼東に詣り内附す。	朝鮮を平定し、真番、臨屯、東浪、玄菟四郡と爲す、朝鮮相の参を遣清侯、韓陶を秋、亶侯、將軍王暎を平州侯、朝鮮王右渠の子長を遼侯、朝鮮相路人の子敷を沮陽侯に封爵す。	王莽、高句麗王の名を更め、下句麗、侯と爲す。	都尉官を省き、遂に遼東の地を棄てて悉くその渠帥を封じて縣侯と爲す、皆、歲時朝貢す。	十二月、高句麗王、遣使奉賀す。	光武に至り、都尉官を罷め、後に皆、其渠帥を封じて、沃沮、侯と爲す。	高句麗、遣使奉賀す、光武、其王号を復す。	秋、東夷韓国人、衆を率いて東浪に詣り、内附す。	韓人廉斯人蘇馬脱等、東浪に詣り貢獻す、光武、蘇馬脱を封じて漢廉斯、邑君と爲し、東浪郡に使属して四時朝貢す。	春正月、東夷倭奴国王、遣使奉獻す。	倭奴国、奉賀朝貢す、使人、自ら大夫と称す、倭国の極南界なり、光武、印綬を以て賜う。	夫餘王、嗣子討仇台を遣わし隣に詣る、天子、討仇台に印綬、金綵を賜う。	印綬を以て賜う。	夫餘王、嗣子討仇台を遣わし隣に詣る、天子、討仇台に印綬、金綵を賜う。
漢書・宣帝紀	”	”	”	”	”	”	”	”	”	後漢書・東夷伝	漢書	”	後漢書・東夷伝	漢書・武帝紀	”	”	”	”	後漢書・南蠻伝	後漢書・西南夷伝								

63	62 b	62 a	61	60 b	60 a	59	58	57	56	55 b	55 a	54 b	54 a	53	52	51	50	49 b	49 a	48 b	48 a	
	鮮卑						烏桓						羌									
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
桓帝	"	"	安帝	"	光武帝	獻帝	順帝	安帝	永初三	永建六	陽嘉一	建安初	建武三〇	建武二五	"	"	安帝	"	和帝	"	光武帝	
延熹九	"	永寧一	水初中	"	"	建安初	永建六	永初三	永建六	陽嘉一	建安初	建武三〇	建武二五	元初五	元初五	元初四	元初二	水元六	"	"	建武二三	
後一六六	"	後一二〇	?	"	後五四	後一九六	後一三一	後一〇九	後一〇九	後一三一	後一三一	後一九六	後五四	後四九	後二二八	後二二七	後一一七	後一一五	後九四	"	後三七	
印綬を持ちて使者を遣わし、鮮卑檀石槐を封じて王と爲して和親を欲するも、檀石槐は受けず。	春正月、鮮卑大人、内属、朝貢す。 鮮卑大人於仇賈、滿頭等、朝貢す。其至親、慕義内属す。帝、於仇賈を封じて王と爲し、滿頭を侯と爲す。 鮮卑大人燕荔陽、朝貢す。郡太后、燕荔陽に王印綬を賜う。 遼西鮮卑大人の烏倫、其至親、衆を率いて降る。烏倫を詔して車衆王と爲し、其至親を車衆侯と爲す。 印綬を持ちて使者を遣わし、鮮卑檀石槐を封じて王と爲して和親を欲するも、檀石槐は受けず。					是歲、烏桓大人、衆を率いて内属、関に詣り朝貢す。 其渠帥を封じて使王、君長と爲す者八十一人。 是後、烏桓、復た親附す。その大人戎朱茂を親、滿都附と爲す。 烏桓豪人扶掖官を詔して號、車衆君、を賜う。 冬、車衆王侯の咄嗚等以下に屬い、車衆王、侯、長と爲す。 關領、羅樓、蘇僕延、烏延等を制賜し、皆單于印綬を以てす。					秋七月、廣漢塞外白馬羌衆、種人を率いて内属す。 白馬羌衆の樓登等、種人五千余戸を率いて内属す。光武、樓登を封じて燉養君長と爲す。 夏四月、蜀郡徼外の羌、種人を率いて遣使、内附す。 大邦夷種羌衆の造頭等、種人五十余万口を率いて内属す。造頭を色君長と爲して印綬を賜う。 號多等、衆人七千余人を率いて漢陽太守應參に詣り降る。號多に遣わし侯印綬を賜う。 秋、効功種人の號封を慕り、零昌を刺殺す。號封を封じて光王と爲す。 當關種人の徐鬼等五人を遣わし、杜季貢を刺殺す。徐鬼を封じて破羌侯と爲す。 上郡金無種人の雕何等を慕り、狼莫を刺殺す。彫何を光侯と爲す。 冬、西羌の麻奴等、種衆三千余口、漢陽太守耿种に詣り降る。安帝、金印綬を賜す。											
"	"	"	"	"	後漢書・光武帝紀	"	"	"	"	"	"	"	後漢書・光武帝紀	"	"	"	"	"	"	"	後漢書・光武帝紀	
"	"	"	"	"	鮮卑伝	"	"	"	"	"	"	"	鮮卑伝	"	"	"	"	"	"	"	鮮卑伝	
"	"	"	"	"	安帝紀	"	"	"	"	"	"	"	安帝紀	"	"	"	"	"	"	"	安帝紀	
"	"	"	"	"	鮮卑伝	"	"	"	"	"	"	"	鮮卑伝	"	"	"	"	"	"	"	鮮卑伝	

二 匈奴の印

オルドスの草原地帯を根據地として、北方に繁栄した遊牧騎馬民族の匈奴は、しばしば漢帝國内部に侵襲し、歴代の皇帝がその対策に苦慮したことは周知の事実である。匈奴が漢帝國と同様に文書の發送等に印章を使用したことは、老上稽粥單于が前漢文帝（在位前一七九—一五七）に上書した封印が、文帝のものより大きかったという「史記」匈奴伝の記事によって知られるが、匈奴の部族が漢室から印綬を賜与されたのは後のことである。最も初現と考えられるのは、武帝の元朔二（前二七）年に、軍臣單于の太子於單が漢に亡命し、陟安侯に封じられた記事である（施1）。この記事には印綬の賜与が記されていないが、内臣として爵位が授与され、印綬の賜与も推測されるのである。同様な記事は、武帝の天漢二（前九〇）年に匈奴の降者介和王を開陵侯と為したこと（施2）がある。また、宣帝の神爵二（前六〇）年の匈奴日逐王先賢掸の来降（施3）、五鳳二（前五六）年の呼遼單于の来降（施4）では、各々、列侯に封じられている。列侯は諸侯王の次位の爵位であり、その印綬は黄金龜鈕印・紫綬で、印文は「□侯之印」とされるものである。したがって、両方の記事ともに金印紫綬が賜与されたと考えられるが、鈕形が龜鈕であったかについては、匈奴の降者ということもあり、なお検討が必要であろうと思われる。

匈奴の單于が初めて漢に入朝するのは、宣帝の甘露三（前五〇）年春正月の時である。この時、呼韓邪單于是諸侯王より上位に列せら

れ、冠帯、衣裳、黄金璽紫綬をはじめ、数々の賜物を賜わっている（施5）。この記事では、呼韓邪單于が賜与された印章の材質は黄金で、印文の最後の文字は「璽」と刻されていたことが推測されるだけである。けれども、王莽が漢室を篡奪した始建國元（後七）年に漢室が与えた故印を回収して新室の印綬に改めた時（施6）、匈奴單于にも「匈奴單于璽」印文を「新匈奴單于璽」と更改しており（施7）、この記事から印文を知ることができる。鈕形については記されていないが、匈奴が南北に分裂する直前の建武二三（後四七）年、光武帝が南匈奴單于比に「冠帯、衣裳、龜璽什物を賜う」という「後漢記」の記事がある（施8）。「漢旧儀」には「諸侯王、黄金璽紫綬、文曰璽、刻云某王之璽」とあって駱駝の形とされており、龜鈕については同じく皇太子、丞相、大將軍などの鈕形としていいる。「某王之璽」印の実際の出土例では、一九五四年に陝西省陽平関から出土した「朔寧王太后璽」印が龜鈕金印、一九八一年に江蘇省邗江縣甘泉二号墓から出土した「廣陵王璽」印が龜鈕金印で、いずれも後漢初期から前半の印章である。前漢代では、後に検討する「文帝行璽」印が龜鈕金印である。匈奴單于是客臣として遇されており、必ずしも内諸侯王と鈕形を等しくする印章を考えなくともよいのではなからうか。

次に印面の寸法はどうであらうか。文献では皇帝の璽印は方一寸二分で、一般官印は方一寸とされている。実際の出土例では、一九六八年に陝西省咸陽市で見つかった前漢代の「皇后之璽」螭虎鈕玉印が一辺二・八cmで、方一寸二分に一致する。東京国立博物館所蔵

の「皇帝信璽」封泥も一辺略二・八cmで、方一寸二分の印章を押ししたと考えられる。ところが前述の「廣陵王璽」印が一辺二・三cmの方一寸であるのに対し、「朔寧王太后璽」印は一辺三・三cmもあり、漢制に合致していないのである。匈奴の呼韓邪單于に賜与された印章の大きさは方一寸であつたのであろうか。

南北に分裂後、匈奴單于が後漢から印綬を賜与されるのは、光武帝の建武二六（後五〇）年に南匈奴呼韓邪單于比へ黄金璽・藍綬綬（12）、建武中元元（後五六）年に南匈奴單于莫へ璽綬（13）、順帝の漢安二（後一四三）年に南匈奴單于兜稽備へ璽綬（14）、和帝の永元四（後九二）年に北匈奴單于於除鞬へ璽綬（15）がある。これらはいずれも黄金璽、藍綬（前黄色の綬）と考えられるが、その鈕形、印面の大きさは今後の出土例を期待したい。また、和帝の永元二（後九〇）年に北匈奴單于が挾撃を受けた時に玉璽を奪われており（14）、匈奴單于も漢の皇帝と同様な璽印を所持していたことが推察されるのである。

なお、後漢代で匈奴が金印紫綬を賜与されたのは、安帝の元初三（後一一六）年に南匈奴左鹿蠡王須沈を封じて破虜侯と為した時（15）と、順帝の陽嘉二（後一三三）年に南匈奴骨都侯夫沈を詔した時（16）の二例が知られる。これらは漢軍に従つて軍功を立てた際のものであるが、内附あるいは衆を率いて来降した際も印綬の賜与が考えられよう。

出土例

以上が文献で知り得る匈奴の印章の概要であるが、これまで出土

が確認されているのは次の三例である。

(1) 「漢匈奴懸通戸丞王」印¹³ 一九七一年に陝西省西安市永紅路公社菊花園から見つかった。喜藏の中から新代・金代の印章とともに出土した鼻鈕石印で、印面の寸法が八・九×八・六cm、通鈕高は五・三cmを測る。印面には隸体で、漢匈奴／懸通戸／丞王と三行八文字に陰刻している。けれども、材質・鈕形・印面の寸法など、漢制に合致していないものである。報告者の陳氏は、この印章は南匈奴が自刻自造したものとし、「後漢書」南匈奴伝の「南部單于汗立二年薨、單于比之子通立。懸通戸丞侯種單于連、永享二年立」という記事から、連の故物とされている。「懸通」については、匈奴など少数民族に固有の號稱であり、「戸丞王」という官号は、連が「戸丞侯」から加封されたものとされている。ちなみに「後漢書」南匈奴伝には、「其大臣貴者左賢王、次左谷蠡王、次右賢王、次右谷蠡王、謂之四角。次左右日逐王、次左右温禺鞮王、次左右漸得王、是爲大角、皆單于子弟、次第當爲單于者也。異姓大臣左右骨都侯、次左右戸丞骨都侯、其余日逐、且渠、當戸附官号、各以權力優劣、部衆多少爲高下次第焉」とあって、單于の異姓大臣に「戸丞骨都侯」の官号があるものの、「戸丞王」はみえないが、加封された可能性は指摘できよう。

この印と同一印文の印章に、大谷大学図書館所蔵の駝鈕銅印¹⁴一顆がある。印面の寸法が一辺二・四三cmであり、後漢代の方一寸には一致し、後漢から賜与された官印と考えられる。材質が銅であることについては、前述した匈奴の官号のランクから、銀印の次に位

置つけられたのであろう。この二類の印章の関係については、高橋学而氏は石印が銅印の明器としてつくられ副葬された可能性を述べられているが、この印章が適の故物であるとすれば、適は明帝の永平二（後五九）年に南匈奴單于に立っていることから（『後漢書』南匈奴伝）、なお検討されねばならない問題と思われる。

(2) 「漢匈奴粟借温烏程」印¹¹ 一九七三年に内蒙自治区伊克昭盟東勝收购站から採集された駝鈕銅印で、印面の一辺二・四〇cm、通鈕高三・三〇cmを測る。印面には隸体で、漢匈奴／粟借温／烏程を三行八字に陰刻している。この印章について報告者の陸氏は、次のように述べている。すなわち、「粟借」は「後漢書」南匈奴伝建武二六（後五〇）年の条に、「粟籍骨都侯屯代郡」とあるように、匈奴の貴族の姓氏を示すものであり、「温烏程」は(1)でみたように、王（官）号を示すとされている。この見解に従えば、印文に「温烏程王」と刻されていないことや、「惡連尸逐王」と同格の銅印であることについて、さらに今後の出土例の検討が必要であらう。

(3) 「漢匈奴漢魏漢長」印¹² 一九七七年に青海省大通県後子河公社の匈奴墓から出土した。この墳墓は、封土の直径二・三m、残高六・二mの規模で、内部に前後二室をなす磚積の墓室があった。副葬品は、陶器、銅器、鉄器、玉器、石器、漆器など六種七十七件が見つかっている。この墳墓の年代は、墓室の型式や、五銖銭・内行花文銭の共存などから後漢晩期に位置づけられるものである。

この印は駝鈕銅印で、前室の墓道付近から出土し、副葬されていたことは確実である。印面の一辺二・三cm、通鈕高二・九cmで、後

漢代の官印に一致するものである。鈕は駝鈕が屈曲して鹿角、頭を上げて正面を向いた形をうつし、印面には隸体で、漢匈奴／燉魏漢長／漢長を三行八字に陰刻している。

ところで報告者の趙生琛氏は、この墳墓の規模が大きいこと、副葬品が比較的豊富なこと、そしてさらに印章の出土などから、被葬者が匈奴の統治階級の一員であると結論づけているが、さらに印文を検討してみよう。「漢匈奴」は(1)と共通するもので、漢の外臣の匈奴という意であって、「燉魏」は、魏を慕って帰順したという意であらう。漢三国時代の燉夷印によくみられる字句である。

しかしながら、最後の「魏漢長」に類例は見当らず、「漢」字が二度も使われるのは異例である。この意を「漢に親属した（匈奴）の長」と解するのが自然と思われるが、それでは具体的にどのような「長」なのであろうか。この印も銅印であって、そのランクは(1)、(2)と同様であったと考えられる。「漢書」匈奴伝六十四上に、「置左右賢王、左右谷蠡、左右大將、左右大都尉、左右大當戶、左右骨都侯。

（中略）自左右賢王以下至當戶、大者萬余騎、小者数千、凡二十四長、立号曰、萬騎。」「（中略）諸二十四長、亦各自置千長、百長、什長、裨小王、相、都尉、當戶、且渠之屬」という匈奴の官号が記され、ここに「二十四長」とみえる。さらにその下には、千長、百長、什長などの官号があるが、匈奴の千長、百（佰）長の印章は曹代の二例を知り得るのみでいずれも銅印である。したがって、この「親漢長」印は、二十四長の官号の一つであることが考えられ、後漢代に新たに加えられたものと思われる。

三 南粵(越)・東粵の印

「漢書」南粵伝の顔師古の注に、「交趾より会稽に至る七、八千里、百粵雜居す」とあるように、現在の北ヴェトナムから浙江省南部にかけて多くの民族が居たと思われるが、印綬に関する記事は、南粵と閩(粵)に見られる。南粵については、前漢高帝一一(前一九六)年に、趙佗を南粵王と為して疆域を授けたのが初現である(Ⅷ19)。高帝崩後、呂后一族が政權をほしきままにするに至り、前一八三年には趙佗は自ら南武帝と称している(Ⅷ20)。文帝に至り、「兩帝並び立たず」として帝号をやめるよう説得されて外臣に復したが、南粵国内部ではそのまま帝号を称した。武帝の建元四(前一三七)年に、趙佗の孫の胡が二代南粵王(文帝)となり(Ⅷ21)、その太子嬰齊が三代南粵王(明王)に立った時、武帝璽・文帝璽をしまし込んだという(Ⅷ22)。これらの記事から、南粵王の印章は漢室から賜与されたもののほかに、南粵自辦の「帝璽」が存在したことが知られ、これが後述する南越王墓出土印の一類である。

武帝の元鼎四(前一一一)年には、南粵の皇太后が王と幸臣の漢への内属を求め、武帝はその丞相に銀印、内史・中尉・大傅に印綬を賜与している(Ⅷ23)。しかし、その余は自ら置くとあることから、この時までには南粵王のほかに、国内に漢の印綬を受けた者はいなかったと思われる。この二年後の前一〇一年には、南粵は遂に討伐され、その遣使降者に印綬が賜与されており(Ⅷ24)、漢の内臣として組み込まれた。なお、東粵では、前一〇一年に、その王餘善も武

帝璽を刻しているが(Ⅷ25)、間もなく漢軍に誅されている。

次に漢から賜与された南粵王の印章について考えてみよう。まず材質については、諸侯王と同じく黄金であることは疑いない。印文については「璽」であることから、「匈奴單于璽」と同様に、末尾が「璽」となることは確実である。ところが、文頭に「漢」字が附されていたかどうか問題で、栗原朋信氏は「漢南越王璽」の印文を想定され、その根拠は南越王が外臣として列せられていたということであり、一般外臣の印文の末尾が「印」字であることとの矛盾については、外臣でありながら南越王は破格の待遇を受けたことによるとされている。けれども、内臣諸侯王以外に「璽」が賜与されたのは匈奴單于と南越王のみであることから、「漢」字を省いた「南越王璽」の印文の可能性もあろう。印面の大きさについては、前述した「明寧王太后璽」印の例もあり、必ずしも方一寸と考えなくてもよいのではなからうか。鈕形についても、諸侯王と同様の龜鈕とする必要はないと思われる。

南越王墓の出土印

一九八三年六月に、広東省広州市の象崗山から、前漢代の石築多室墓一基が発掘され、墓室から多数の青銅器、鉄器、金・銀器、玉器が出土し、印章としては、「文帝行璽」龍鈕金印一、「帝印」蟠龍紐玉印一、「趙昧」覆斗紐玉印一、「右夫人璽」龜鈕金印一、「左夫人印」・「秦夫人印」・「□夫人印」龜鈕鑿金銅印各一、「景港令印」魚鈕銅印一などの発見が伝えられた。これらの出土状況や個々の印章の形制について、具体的に知ることができないが、副葬されてい

たことは確實で、この墳墓が前にみた南粵二代文王の(帝)墓であることが知られるのである。竊蔵の中から出土した以外に、これだけ多種多様の印章が墳墓から発見された例は見当らない。けれども、「太平寰宇記」の注に引く「南越志」に、「黃武五年、孫權使呂瑜

訪斃化墓、卒不可得、獨嬰齋墓、得珠襖玉匣三具、金印三十六、一皇帝信璽、一皇帝行璽、餘文曰天子、又印三紐」とある記事は参考となろう。これは、呉の孫權が黃武五(後二二〇)年に、南越三代明王の墓を発掘させ、玉匣の中から各種の印章を得たというものである。前述したように、明王(嬰)は即位の際、漢室の誅を恐れて先帝璽をしまい込んでおり、その死後、自らの墓に副葬させたことも考えられるが、栗原氏は南越王の印章に「皇帝・天子」を刻したものの存在を否定し、この記事を信用できないものとされている。しかしながら、外臣の王が多種の印章を所持し、その死にあたってそれらが副葬されていたことは、この記事からもうかがうことができる。次に出土した印章を検討してみよう。

(1)「文帝行璽」印 材質は金、印面の辺長三・一×三・〇cm、総高一・八cmを測る。鈕形は臥龍をかたどり、細かい鱗紋を刻し精緻な造りである。印文は印面を田の字形に画し、その中に文帝/行璽の四文字を陰刻しており、秦代に盛行した田字格印の形制を伝えるものである。この印は文帝の私印と考えられており、「漢書」南粵伝の記載を裏証する貴重な資料である。印面の寸法も内諸侯王の璽印に比して大きく、漢の皇帝を十分に意識していたことがうかがえる。このほかには、「文帝之璽・文帝信璽・天子行璽・天子之璽・天

子信璽」のいわゆる皇帝六璽をなす印章は出土しておらず、文帝が漢の皇帝と同様な六璽を所持していたかどうか不明である。

この印章で最も特徴があるのは、その鈕形である。空想上の動物である龍をかたどった鈕形の印章は、これまで発見されておらず、遺存例も見当らない。この龍鈕の理由について大谷光男氏は、初代南越王趙佗の出自から、中国で最も神聖な動物とされる龍にあやかって自作したことを想定されている。そうだとすれば、漢の皇帝璽の鈕形が螭虎鈕であることから、南越王が龍鈕とした意味は相当に大きいというべきであり、印文と鈕形から考えて、この印は単に文帝の私印ではなく、南越国内では公印とされたものであろう。

(2)「帝印・趙昧」印 どちらも具体的な形制は不明であるが、玉印であることは漢の皇帝に共通する。出土例としては、前述の「皇后之璽」螭虎鈕玉印一例がある。印文については、「帝印」が「帝璽」となっていないこと、「趙昧」は文帝(趙)の別姓名と考えられることから、全くの私印とされたものであろう。螭龍鈕印はほかに出土例はなく、覆斗鈕印は湖南省長沙市近郊の前漢代の古墓から出土した「臨沅令印」石印がある。

(3)「右夫人璽」印 印文の末尾に「璽」を刻していることから、文帝に最も近い格式の夫人の印章であろう。大谷光男氏は、「漢書」西域伝烏孫国の記事を引用して、右夫人を第一夫人のこととされ、漢の公主の可能性を述べられている。文帝が誰を后としたか文献にはみえないが、「漢書」南粵伝には、「嬰齋(南越三代明王)が長安に入侍していた時、邯鄲樛氏の女を妻とし、即位にあたって上書して

后と爲すことを請うた」という記事がある。穆氏の女が公主とされ
ていたとすれば、二代文帝の后もその可能性はあるだろう。

鈕形が龜鈕であるのは、前述の「朔寧王太后璽」印・「廣陵王璽」
印と共通し、漢の印制に做ったことは明らかである。大谷氏は、こ
の印は實際に用いられず、身分を外部に知らしめる象徴であったこ
とを指摘されている。文帝が自らの印章に「帝璽」を刻していたこ
とからすれば、その後の公印もそれに対応する印文でなければなら
ず、「后璽」を刻した印章が他に存在した可能性もあるのではなか
らうか。

(4) 「左夫人印」・「妻夫人印」・「□夫人印」印 文帝の第二夫人以
下の夫人の印章と考えられ、いずれも印文の末尾が「印」であり、
第一夫人より下位に位置づけられたことが知られる。これらの印章
で注目すべきは、材質が鍍金銅であることである。これは銅に鍍金
を施したものであり、「漢旧儀」や「漢書」百官表に記す印章の材
質は、黄金・金・銀・銅などで、鍍金銅印の規定はみられないもの
である。實際の出土例としては、「伏波將軍章」龜鈕印・「長沙丞
相」龜鈕印⁽¹⁾などがあり、国内の遺存例では、「閔内侯印」龜鈕印⁽²⁾（東
京国立博物館所蔵）をはじめ、少なからず収集品がある。漢代に属す
る將軍の印章で金印の出土例はないが、三国時代になると、「偏將
軍印章」龜鈕金印⁽³⁾・「平東將軍章」龜鈕金印⁽⁴⁾が知られる。諸侯国の
丞相印では、これまで金印の出土は知られていない。閔内侯は漢代
においては、列侯（二〇級）に次ぐ一九級の爵位であり、一九七九年
に河南省泌陽縣から採集された「閔内侯印」印は龜鈕金印である。

このように鍍金銅印と金印の区別については、どのような規定があ
ったか不明であり、今後追及さるべき課題である。

(5) 「景港令印」印 南越国の一官吏である景港與令の印章と考え
られ、前述したように漢から賜与されたものではなく、南越自鑄の
印章である。魚鈕銅印の出土例は他になく、「令印」の出土例のほと
んどが鼻鈕石印となっている。魚鈕銅印の遺存例は、寧夏美術館所
蔵の「南郡侯印」印が知られる⁽¹⁾。この魚鈕について高橋孝而氏は、
前漢初期に限られる鈕形とし、同じく異形鈕に属する蛇鈕官印を理
解する手がかりになるとされたが、地域的な点も考慮して、さらに
類例の増加を期待したい。

東越の出土印

出土年は不明であるが、陝西省西安市の漢代古城跡から、「越
賢陽君」・「越青邑君」・「新越三陽君」の三印が同時に発見されてい
る⁽²⁾。印文の他は、これらの具体的な出土状況や印章の形制など、一
切不明である。報告者の陳直氏は、これらの印章を王莽代のものとし、
王莽がかつて東越に在り、四君長を立てたということを証明す
る資料とされている。具体的なデータが無いので今後の課題とする
にとどめたい。

四 西南夷・蛮夷の印

「漢書」西南夷伝には、巴郡および蜀郡（共に益州に属す）の西
南外蛮夷として、夜郎、滇、邛都、巂、昆明、徼徼、冉駹、白馬（氏）
などが挙げられ、「後漢書」南蛮西南夷伝には、蛮夷の号は、長沙

(国)、武陵(郡)の蛮夷を指すものとしており、漢帝国の西南周辺異民族の總称が西南夷・蛮夷であろう。これらの民族で、漢帝国から初めて印綬を賜与されたのは、前漢武帝の元鼎六年(前一二)年のことで、夜郎王が王印を賜与されている(№27)。最も著名なのが漢国で、元封二(前一〇九)年に王印が賜与されたが(№28)、これについては後述する。これ以外に前漢代において、西南夷の君長の中で王印を賜与されたと思われるのは、昭帝の始元六年(前八)年、鉤町王に封じられた毋(七)波であり(№29)、おそらく金印であったと思われる。夜郎王や漢王への印綬の賜与が、降伏して入朝の場合であるのに対し、鉤町王へは漢軍に従って軍功を立てたことによるものである。なお、鉤町王は王莽が漢室を篡奪した際に、一級格下げの鉤町侯に封じられた。前述したように、王莽は漢室の故印を回収し、新たに新室の印綬を賜与したが、その中に鉤町国も含まれている。匈奴などの例から「新鉤町侯印」の印文が推測されるもの、鈕形・材質などは今後の出土例に待ちたい。

後漢代になると印綬賜与の記事は増加する。光武帝の建武九年(後三三)年頃の、「隴西太守が白馬氏の王侯・君長を復し、印綬を賜う」という記事をはじめ(№30)、順帝の永建六年(後一二)年の「犍國王雍由調と葉調國王便への金印紫綬の賜与」(№37)まで、八件を数えることができる。この中で特異なのは、現在のビルマ地方と考えられる犍國王雍由調で、和帝の永元九年(後九七)年に珍宝を獻じて金印紫綬(№39)、安帝の永寧二(一二)年に「漢大都尉」の印綬(№36)、さらに永建六年にも金印紫綬と、三度も印綬が賜与されて

いるのである。その賜与の理由は、大谷光男氏も述べられたとおり、遠来の遣使貢獻によると思うが、貢物の質量が他の朝貢国より圧倒的に大きかったのであろう。その他の印綬の賜与の理由としては、衆・種人を率いて内属した場合が、後漢代の西南夷にあつては一般的であつたと思われる。

出土例

(1)「漢王之印」印²⁸ 一九五六〜一九六〇年に、雲南省晋寧県の滇池東岸の石寨山で五〇基の墓が発掘され、その第六号墓から発見された。この墓は土坑墓で、長さ四・二〇m、幅一・九〇m、地表からの深さ二・八五mを測り、西南隅に漆棺の残存が認められた。土坑墓内からは、多数の青銅器、鉄器、金・銀器、玉器、陶器などが出土し、「漢王之印」印は、銅鏡・金柄銅柄鉄劍・銅飾・玉杯その他の装飾具とともに、漆棺底部から発見されたという。このことは、印章が被葬者の生前、常に身近に所持され、その死にあたっては身に付けたまゝの状態で、埋葬されたことを推測させるものである。

この印の材質は金で、その含有量の最高値は九五%と推定されている。印面の一辺二・四cm、印台の高さ〇・七cm、総高二cm、重さ九〇gを測る。鈕は蛇鈕で、背に亀甲形をなす鱗紋を刻し、蛇身はとぐろを巻く姿をリアルに表現しており、頭は右上方に向けている。印文は隸体で、漢王ノ之印と二行四文字に陰刻している。

さて、この印は別表№28に記すように、前漢武帝が元封二(前一〇九)年、漢国の降王に賜与した公印であることは明らかで、印文に「漢」字を冠さないのは、内臣として位置づけられたことを示し

ている。なお、この公印の性格について栗原氏は、「公印は、これを失えば処罰をうけることもあり、私印とちがって、それを与えられている人物が歿したり、その地位を離れたりしたときには、かならず朝廷あるいは上司へ、これを返上すべきであった」と述べられているが、「漢王之印」印の出土は、必ずしもそうでなかったことを示している。さらには、内膳侯王にしても、前述の「廣陵王璽」印が、廣陵王劉荆の墳墓から出土している。「後漢書」明帝紀によれば、劉荆は永平一〇（後六七）年に罪を負って自殺しているのであって、その時、印綬の返上はなされなかったのである。

「漢王之印」蛇鈕金印の出土は、「漢委奴國王」印が真物であることを例示したが、他に蛇鈕印の出土例は知られていない。漢代蛇鈕印の遺存例としては、後漢の蠻夷印に「蠻夷里長」銅印（龜井有隣墓）があり、この他の官印には、前漢代の「彭城丞印」銅印（龜井有隣墓）、「浙江都水」・「琅左掾丞」印、「白水戈丞」印が知られる。蛇鈕印については、これまで南方の蠻夷諸族との関連で説かれてきたところで、因分直一氏は、温暖なモンズーン地帯での蝮蛇信仰の民俗例などから、これらの地帯の獨作漁撈民に与えられたと考え、漢帝國内部の蛇鈕官印についてもその出自が背景にあったとされている。なお蛇足ではあるが、「彭城丞印」・「白水戈丞」の両印は、「文帝行璽」印と同様に田字格印である。「漢王之印」印はすでに田の字の区画はなく、前漢中期からの衰退がうかがわれる。

ところで、「史記」西南夷伝には、西南夷の君長が数百ある中で、夜郎と滇のみが王印を受け、滇は小邑でありながら最も寵愛された

ことを記している（如²⁸）。大谷光男氏は、武帝が漢國を重視し、その降王を内臣として金印を賜与した理由について、「漢書」武帝紀元鼎六（前一一二）年九月の条の、「列侯が黄金を獻じて宗廟を耐祭する際に、礼法に背いた罪で列侯の爵位を奪われた者が百六人に達し、丞相の趙周さえも獄に下って死んだ」という記事や、「漢書」礼儀志注の耐金律に関する記事などを引き、列侯は年一度の黄金獻上の義務があったとされ、武帝の滇・滇・朝鮮などへの出兵も、その黄金を獲得する目的があったことを想定されている。「漢王之印」に「漢」字を冠していない真の理由が、漢国内の「金銀、畜産の富」を得るためであったことは興味深い。

(2) 「滇夷邑君」印²⁹ 湖北省宜城県の楚皇城内から発見され、城内からはこの他に、「中左偏將軍章」鼻鈕銅印一、「晉蠻夷率善邑長」銅印一が採集されている。方寸の銅印であり、隸体で漢夷/邑君を二行四文字に陰刻している。報文には鈕形がスケッチされているがきわめて簡略であり、蛇鈕にも見えるし蛇鈕にも見えるものである。蠻夷印であることからすれば、前述した「蠻夷里長」印と同様に、蛇鈕の可能性が強いと思われる。この印の年代については、「漢書」・「後漢書」の記事などから、後漢代のものと考えられる。

五 東夷の印

中国東北地方から沿海州沿岸地域、朝鮮半島から北部九州にかけての東夷諸族の中で、漢室から初めて印綬を賜与されたのは、武帝の元朔元（前一二）年に、東夷藺君南闔等が口二十八万人を率いて

遼東太守に内属した時(№39)と考えられるが、その時の印綬賜与の記録はない。ただ、「三國志」魏書東夷伝の夫余の条の、「現在も夫余王の庫には、かつて漢室から賜与された玉璽・珪・環などの他、遼王之印も伝えられている」という記事、「三國史記」新羅本紀南解次雄一六(後一九)年春二月の条の、「北溟人が田を耕して瀛王之印を得、これを献上した」という記事があり、藏族の酋長へ印綬の賜与が推測される。この問題については、後で検討したい。なお、栗原朋信氏は、これより前の呂后執政時代(前一八七—一八〇年)に、朝鮮王衛右渠を外臣と為した際にも(漢書)朝鮮伝、印綬の賜与があったと推測されている。これに続く印綬の賜与は、武帝が元封三(前一〇八)年に朝鮮を平定し、楽浪郡以下四郡を置いた時で、朝鮮相の参以下に各々封賜の授与がなされている(№40)。

この他には、前漢代の確實な印綬賜与の記録はないが、間接的にはうかがえる。すなわち、「漢書」王莽伝には、始建國元(後九)年に五威将を遣わして漢印を回収した際、高句麗、夫余にも至ったことを記し、「後漢書」東夷伝には、高句麗王が下句麗侯とされたこと記している(№41)ことなどである。

後漢代では、光武帝の建武六(後三〇)年に遼東の都尉官を廢した時が最初で、その地の渠師(言思)が沃沮侯に封じられた際(№42)、印綬の賜与があったと思われる。建武八(後三二)年には、高句麗王が前漢時の王号に復されており(№43)、「漢高句麗王」金印紫綬の賜与があったと推察される。この他には、建武二〇(後四四)年に韓人廉斯人蘇馬提の楽浪郡への内附貢獻に際し、蘇馬提を封じて漢廉

斯邑君と為した時(№44)、建武中元二(後五七年)に倭奴國王が遣使奉獻した時(№45)、安帝の永寧元(後二〇)年に、夫余王が嗣子の尉仇台を遣わして入朝した時(№46)がある。

後漢代において、東夷諸國が印綬を賜与された理由は、№42が漢帝國の財政上の問題と考えられる以外には、遣使貢獻によるものである。けれども、建武二三(後四七)年の、「冬、句麗軍支落大加戴升等、万余口、楽浪に詣り内属す」という記事(後漢書)東夷伝、建武二五(後四九)年の、「遼東太守祭彤、貊人を招降す」という記事(後漢書)光武帝紀)など、内属あるいは降服した場合も、政治的意味において印綬賜与のケースがあったのではなからうか。

出土例

「漢委奴國王」金印の他に、次の出土例がある。

「夫租藏書」印⁵⁵⁾ 一九五八年に朝鮮民主主義人民共和國平壤市貞柏里から発見された。墓壙の底部に角材を敷いた土壇墓から出土し、細形銅劍・細形銅矛・銅鏃・小銅鐃、鉄劍・鉄矛・鉄鏃、馬具などの一括遺物を共伴したという。この印は乾鈕銀印で、印面は方二・二cm、隸体で夫租/藏書と二行四文字を陰刻したものである。

印文に刻す「夫租」は、「漢書」地理志の玄菟郡の項に郡治とされた奥名で、同じく楽浪郡の項には二十五県中の一県としてみえる。これは、前漢武帝の楽浪以下四郡設置に際し(前一〇八年)、玄菟郡に属された夫租県が、昭帝の始元五(前八三年)、臨屯・真番二郡の廢止以降、楽浪郡に編入されたことによる(漢書)昭帝紀。「後漢書」東夷伝。「藏書」については前述した№39にみえるだけであ

る。蓋は漢と同義であると思われ、『三國志』魏書東夷伝に「漢は南は辰韓、北は高句麗、沃沮と接し、東は大海をうかがう、今、朝鮮の東、皆その地なり」と記し、さらに「大君長無し、漢より以來、その官に侯、邑君、三老有り」とあり、『後漢書』東夷伝にもほぼ同じ記述がみえる東夷の一種族である。岡崎敬氏は、これらの記事を踏まえて、この印が濊族郡夫租界の濊族の有力首長（領袖）に賜与されたもので、その年代は昭帝の臨屯郡廢止以降の、前漢後半代とされている。私も氏と同様に思考するもの、これまで述べてきた漢代蛮夷印と相違点もあるので、さらに検討を加えたい。

まず印文であるが、この印には「漢」字ではなく異名が附せられている点である。前述してきたように、異形鈕をもつ漢代蛮夷印にあつては、その材質・格式を問わず、外臣、内臣、客臣の区別により、「漢」字の有無が認められるものの、異名を附した出土例は見当たらないのである。強いて挙げれば、先ほどの「彭城丞印」蛇鈕銅印がある。しかしながら、この印が蛮夷に賜与されたものか疑問の残るところである。出土例に限らせば、本来の印文は、「漢漢君印」あるいは「漢君之印」に類すべきとなろう。なお濊族の印章は一九六六年に、大韓民國慶尚北道迎日郡新光面馬助里の古墓から「晋軍善備伯長」蛇鈕銅印が出土しており、晋代に属するものの「晋」字が附されている。

次に材質の問題である。夫租界に関する漢代官印は、一九六一年秋に平壤市貞柏里の木樞墓から、銅鏡・馬面・馬鈴・弩・車馬具・黒漆塗棒（永始四年作銘あり）・細形銅劍などと共に、「夫租長印」・

「高常賢印」の銀印二顆が発見された。岡崎敬氏によれば、この墓は濊族郡夫租界長であつた高常賢の墓で、高氏は濊族郡土著の豪族とされている。「夫租長印」印は公印で、「高常賢印」印は私印とされたものであろう。「漢書」百官表には、「万戸以上の大県には令を置き秩千石から六百石、万戸以下の小県には長を置き秩五百石から三百石」という官制が記され、印制については「御史大夫、奏官、銀印青綬」・「凡吏、秩比二千石以上、皆銀印青綬、秩比六百石以上、皆銅印墨綬」とある。「漢旧儀」には、「二千石が銀印龜鈕、千石・六百石・四百石が銅印鼻鈕とされている。こうしてみると、「夫租長印」銀印は文献にみる漢制とは一致しないものとなり、何らかの特例を考慮しなければならない。いずれにせよ、夫租界君には夫租界長と同格の銀印が賜与されているのである。

最も疑問であるのはその鈕形である。漢代蛇鈕印の出土例は、匈奴の印章に限られている。三國時代においても、氐、鮮卑、胡族に賜与されたものであり、出土分布も、内蒙古、陝西省、青海省など、中国北西部に集中しているのである。朝鮮半島北部の日本海沿岸を領域とし、慣習的性格をもつとされる濊族の首長に、蛇鈕印が賜与された理由はいかなるものであろうか。さらには、岡崎氏も指摘されているように、その本拠地から離れた濊族郡治に近い場所から出土していることも問題となろう。

このように、「夫租長印」蛇鈕銅印は、印文・材質・鈕形、出土地・出土状況などを含め、多くの問題があるが、次に私なりの理解を示しておきたい。まず印文に異名を附された理由は、「漢君」と

いう号がすでに燕族の一首長という意を離れ、奈漢郡夫租県の官職とされたことによると考える。つまり、この印は一般の蛮夷印や封爵印とは異なり、確実に漢帝國の郡県制に組み込まれた官(爵)印であったとするものである。その官位が與長と等しかったのは、異民族を支配する奈漢郡においては、必要な措置とされたであろう。出土地と出土状況(墳墓の副葬品)が夫租與長と同様であることも、そのことを示すものと思われる。駝鈕印の問題については、燕族の出自に関係すると思われる。「後漢書」東夷伝の夫余國の条に、「夫余國、在玄菟北千里、南與高句驪、東與挹婁、西與鮮卑接、北有弱水、地方二千里、本淪地也」とあることから、その出自は中国東北地方にあったと認識されており、鮮卑族と同じような駝鈕印が与えられたと推察されるのである。

なお、「夫租燕君」駝鈕銀印に関連して、前にみた「漢王之印」の問題がある。栗原朋信氏は、「漢王之印」発見との関連から、この印が前漢武帝元朔元年(前一二八)年、燕君南閔等の内附に際して賜与されたものとされ、岡崎敏氏も栗原説を支持し、印文は「漢王之印」と刻した駝鈕金印を想定された。大谷光男氏は、「四郡設置の際に燕王に授けられたものか(中略)、元朔元年に授けられたものか明らかでない。燕君は燕王と同意なのであろうか」と疑問を投げつけた。「漢の記録を固守すれば、元朔元年に、「漢王之印」を授けられたことにならうが、金印紫綬が燕君に授けられたとすれば、武帝が求める黄金の獲得の結果が左右したに相違あるまい」とされている。別表にみるごとく、文献上では元朔元年(前一二八)年に賜与され

た可能性が強いと思えるが、この問題の探究は今後の課題とした。

六 西光の印

「後漢書」西羌伝に、「南接蜀、漢徵外夷夷、西北接鄯善、車師諸國」と記され、中国西北部の辺境地帯に居住していた遊牧民族で、前漢宣帝の神爵二(前六〇)年、光祿が降伏した際に、金城郡の属國を置いて降伏した羌を処したという記事(九四)が初現である。この時に漢室から印綬の賜与がなされたかどうか不明であるが、後漢になるとしばしば帝国内部に侵寇しており、印綬の賜与もそのことに関連するものが多い。

印綬の賜与に関連すると思われるのは、光武帝の建武一三(後三七)年の記事(九四)を最初とし、安帝の延光元(後一三二)年の記事(九四)まで、七件を数えることができる。この中で唯一金印紫綬の賜与が記されているのは、燒當種羌の豪(首長)の麻奴で、延光元(後一二二)年に衆三千余口を率いて漢陽太守に降つた際である(九四)。次に注目されるのは、安帝の元初四(後一三七)年に、効功種羌の號封が零昌を刺殺して羌王に封じられた記事(九四)である。「後漢書」西羌伝によれば、安帝永初元(後一〇七年)、先零別種羌の漢零等数万人が漢軍を大敗させ、漢零等が天子を自称したという。永初六(後一二二)年に漢零が死んでその子零昌が立ち、漢軍と戦闘を続け、元初三(後一二〇)年秋に、零昌はその妻子を殺され、備書文書と諸符印綬を奪われたという。これらのことから、號封が羌王に封

じられた意味は大きく、金印紫綬が賜与された可能性が強い。なお零昌が奪われた諸将印綬とは、零昌自造のものであったと考えられよう。また、安帝元初二（後一一五）年に、衆人七千余人を率いて降服した零昌に、侯印綬が賜与されているが（№50）、麻奴の例から考えて、金印紫綬の可能性があるだろう。このほかには、「罽賓君長」（№48）、「巴君長」（№49）、「破光侯」（№52）、「光侯」（№53）などの封号があり、出土例との検討が必要である。

印綬賜与の理由は、先にみた衆を率いて降服した場合が三件、衆を率いて内附・内属した場合が二件、軍功によった場合が二件となる。「後漢書」には、このほかにも衆を率いて貢獻、種人を率いて内附・内属、種人を率いて降服、降服して親属、義を慕って降附などの記事が数多くみられるものの、印綬賜与は記されていない。しかしながら、その中には安帝永初元（後一〇七）年の「罽賓君長の光、龍橋等、六種万七千二百八十口内属す」（西羌伝）や、永初二（後一〇八）年の「罽賓君長の光、薄申等、八種三万六千九百口、土を挙げて内属す」（西羌伝）などがみえ、印綬賜与のケースがあったことも推察されよう。

出土例

「漢傳義光侯」印¹⁾ 一九五四年に、新疆维吾尔自治区新和県から発見されたもので、羊鈕銅印であるほかは、出土状態や寸法など不明である。印文からして漢に帰義内属した羌長に賜与されたもので、後漢後半のものであろう。「羌長」が問題であり、銅印であることから、前にみた「漢匈奴懸通戸逐王」駝鈕銅印と通じるもの、先

ほどの「罽賓君長」・「巴君長」と格式を等しくするとも思えない。「漢書」西域伝にみえる千長、百長に類するものと考えておきたい。羊鈕印は漢代蠻夷印にあつては最初の出土例で、三国時代においては、光・胡・氐の諸族に認められる。なお、甘肅省西和県から発見された「晋帰義光侯」印は羊鈕金印であり、先にみた「光侯」という封爵印の参考資料となるものである。

七 烏桓・鮮卑の印

「後漢書」烏桓鮮卑伝に、烏桓・鮮卑とも東胡の子孫であることが記され、北方アジヤを領域とした遊牧民族である。前三世紀の初め、匈奴の冒頓單于が東胡を滅ぼした後、東胡の余族が烏桓と鮮卑の兩族に分かれ、各々匈奴の支配下に置かれた。烏桓・鮮卑が勢力を増すのは後漢以降で、印綬賜与の記事がみられるようになる。

烏桓の印

光武帝の建武二五（後四九年）、烏桓大人が衆を率いて朝貢・内属した際に、侯王、君長と為す者八十一人とあるのが初現である（№55）。安帝の永初三（後一〇九）年には、烏桓の親附に際し、その大人戎朱廐を親漢都尉となしているが（№56）、印綬の賜与もなされたと考えられる。また、順帝の永建六（後一三二）年と陽嘉元（後一三二）年の記事（№57・№58）には、各々、「率衆君」、「率衆王」、「侯」、「長」という封号があり、印綬の賜与がなされたことは確実で、出土例との検討が必要である。なお、獻帝の建安初（後一九〇）年には、各々王を称した烏桓大人の蹋頓、難楼、蘇僕延、烏建等に、匈奴

の王と同じ称号の單于印綬が賜与されたことは注目される(㉞59)。これらの單于の印綬は金印紫綬であったと思われる。しかしながら、後漢代に烏桓に賜与された印章の出土例は知られておらず、印文・材質・鈕形などの検討は今後の課題である。なお、三国時代においては、一九五六年に内蒙古涼城県から発見された「晋烏丸屠羲侯印」金印があるが、鈕形については不明である。

鮮卑の印

光武帝の建武三〇(後五四)年、鮮卑大人の於仇責、満頭等が朝貢内属した際に、各々、王、侯に封じられており(㉞60)、おそらく印綬の賜与がなされたと考えられる。安帝の永初中(後一〇七—一三三年)には、鮮卑大人燕嘉陽の朝賀に際し、王印綬が賜与されている(㉞61)が、これは金印紫綬であろう。安帝の永寧元(後一〇)年、遼西鮮卑大人の烏倫、其至鞭が衆を率いて降服した際、各々、車衆王、車衆侯に封じられている(㉞62)。印綬の賜与も当然なされたと考えられる。なお、桓帝の延熹九(後一六六)年、鮮卑大人檀石槐に王印綬を賜与しようとして拒否されている(㉞63)。後漢帝國の威信低下と、鮮卑の強大さを示しており興味深い。

烏桓と同様に、後漢代に鮮卑に賜与された印章の出土例は知られていないが、三国時代のものに、内蒙古涼城県から出土した「晋鮮卑屠義侯」金印・「晋鮮卑車衆中郎将」駝鈕銀印が認められる。

八 おわりに

これまで、漢帝國が周辺異民族に賜与した璽夷印のうち、西域諸

国を除いて文献と出土例を検討してきた。その結果、次の諸点が指摘できよう。

1. 「漢旧儀」等の文献に記す印章制度と実際の出土例とは、印文・材質・鈕形・出土状況など、相違する点が少なくない。このことは、制度(法律)と現実との矛盾を示し、璽夷印といえども、文献では知り得ない漢帝國の支配秩序の変遷が反映されている。従って、今後の考古学的研究が重要である。

2. 印文については、「漢」字の有無のみならず、他の一般官印との比較、異民族間との対照が必要である。

3. 材質については、各々の印文との比較検討と、特に鍍金銅印の分析が課題である。

4. 鈕形については、各民族の出自についての認識を反映したものと考えられるが、一般官印の鈕形との比較検討も必要である。

5. 出土状況については、採集資料を除き、窖藏出土や墳墓の副葬品があり、特に後者の比率が高い。この傾向をそのまま「漢委奴國王」印に適用することはできないが、金印賜与の条件とその利用法については、東アジアの政治的動向をも考慮する必要がある。

以上の諸点について、今後の探究課題とするものである。

最後に、私事について記すことをお許しいただきたい。私が「漢委奴國王」金印について初めて講義を受けたのは、一九六五年秋、岡崎敬先生からである。爾来、先生から公私にわたり温かい御厚恩を受けてきたにもかかわらず、生来の怠惰ゆえに、本年三月をもっ

て九州大学を定年退官される先生への献呈論文をも遂に草すことができなかつた。この非礼を深く謝すとともに、この小文をそれに代えさせていただき、先生のこれからの御健康と御活躍を心からお祈りする次第である。

(一九八七年二月)

註

- (1) a. 大谷光男 研究史金印 一九七四 東京。
b. 福岡市立歴史資料館図録九 特設展図録「漢委奴国王」金印展 一九八四 福岡。
c. 後藤直 「漢委奴国王」金印研究論 論争・学説日本の考古学 4 一九八六 東京。
- (2) 岡崎敬 「漢委奴国王」金印の測定 史淵一〇〇 一九六八 福岡。
- (3) 栗原朋信 文献にあつたる漢委奴国王の研究 漢委史の研究 一九六〇 東京。
- (4) 前漢末―後漢初期の學者衛宏(生没年不詳)が著わした書で、四篇よりなる。諸々の官制について記し、前漢の建制を伝えるものとされる。後世の人が「官」字を加えて「漢官旧儀」としたものである。
- (5) 栗原朋信、大谷光男の両氏の著述を参照しつつ、私の独断によるものであることを断つておく。
- (6) 「漢書」百官表に「諸侯王、高帝初置、金鉉鈇。」「徵侯(列侯)、金印紫綬」とあり、「漢旧儀」に「諸侯王、黄金鉉鈇。文曰、制官某主之。」、「列侯、黄金印龜紐。文曰、制官某侯之印」とある。
- (7) 陝西楊平関條案實成鉄路中発現の兩章王太后金印 文物参考資料一 九五五―一三 北京。
- (8) 岡崎敬 新たに発見された「漢委王璽」について―江蘇省邗江鎮甘泉二号漢墓 稻・舟・祭 松本信広先生追悼論文集 一九八二 東京。

- (9) 西漢皇后玉璽和甘泉二年始方的發現 文物一九七三・五 北京。
- (10) 陝西出土の一批古代印章資料介紹 文物資料叢刊一 北京。
- (11) 大谷大学 中国古印図録 一九六四 京都。
- (12) 高橋学而 漢・魏・晋代における「璽印」の紐形について 福岡市立歴史資料館研究報告九 一九八五 福岡。
- (13) 内蒙古伊盟出土三方漢代官印 文物一九七五 北京。
- (14) 青海大通上孫家寨的銅印章 文物一九七九・四 北京。
- (15) 高橋学而 漢代官印・封泥出土書跡地名表 福岡市立歴史資料館図録九 一九八四 福岡。
- (16) 註4 第四章第一節 南越王の璽
- (17) a. 西漢南越王墓發掘初步報告 考古一九八四・三 北京。
b. よみがえる南越王の璽 中国圖報 一九八四年八月号 東京。
- (18) 宋代に編纂された地理誌で、中国圖報 一九八四年八月号 東京。記す。宋太常博士陳史館陳史撰、二〇〇巻。
- (19) 註4 第二章第二節 皇帝の璽
- (20) 大谷光男 古代中国から贈封された官印について 朝鮮学報一 九・二〇 一九八六 天理。
- (21) 定本書道全集一 一九五六 東京。
- (22) 福建建安城村漢城址時代の推測 考古一九六一・四 北京。
- (23) 雲南晋寧石寨山古墓群發掘報告 一九五九 北京。
- (24) 註4 第一章 璽印小論
- (25) 圓分直一 蛇州の印をめぐる問題 一と二 一九七九 下関。
- (26) 湖北直隸棧楚簡封泥簡牘 考古一九八〇・二 北京。
- (27) 註4 第四章第二節 一般外臣の印
- (28) 岡崎敬 夫租渡君銀印をめぐる諸問題 朝鮮学報四六 一九六八 天理。
- (29) 梅原末治 晋寧晋陵伯長銅印 考古美術八一 一九六七 ソウル。
- (30) 註4 第四章第六節 「漢王子印」と「漢王子印」
- (31) 古為今用花開漢圖 文物一九七五・一 北京。
- (32) 晋陽漢光侯印与晋陽漢氏王印 文物一九六四・六 北京。
- (33) 内蒙古出土官印的新資料 文物一九六一・九 北京。



1. 「皇后之璽」螭虎紐金印



2. 「朔寧王大后璽」龜紐金印



3. 「廣陵王璽」龜紐金印



4. 「漢王之印」蛇紐金印



5. 「漢樊奴王」蛇紐金印



6. 「漢匈奴單于王」蛇紐銅印



7. 「漢匈奴單于王」蛇紐銅印



8. 「漢匈奴單于王」蛇紐銅印



9. 「漢夷里長」蛇紐銅印



10. 「漢夷里長」銅印



11. 「漢匈奴單于王」鼻紐石印



12. 「夫粗董君」蛇紐銀印

1. 註9文献より

2. 註7文献より

3. 註8文献より

4. 中国歴史博物館提供

5. 当館所蔵

6. 大谷大学図書館提供

7. 註14文献より

8. 註13文献より

9. 藤井有隣館提供

10. 註26文献より

11. 註10文献より

12. 註28文献より

図1. 関係漢代印章印影 (11を除き略原寸大)



1. 「彭城丞印」蛇鈕銅印

2. 「漢王之印」蛇鈕金印

3. 「漢委奴國王」蛇鈕金印



4. 「蛮夷里長」蛇鈕銅印

5. 「文帝行璽」龍鈕金印

6. 「漢匈奴惠連戶逐王」蛇鈕銅印

写1. 関係漢代印の鈕形と印面

執 筆 者

佐々木 哲 哉 福岡市立歴史資料館嘱託

高 田 茂 廣 福岡市立歴史資料館嘱託

塩 屋 勝 利 福岡市立歴史資料館文化財主事

福岡市立歴史資料館研究報告 第11集

1987年3月31日

編集・発行 福岡市立歴史資料館
福岡市中央区天神1丁目15番30号
電. (092) 741-5488

印 刷 正光印刷株式会社
福岡市西区大字徳永877の1





